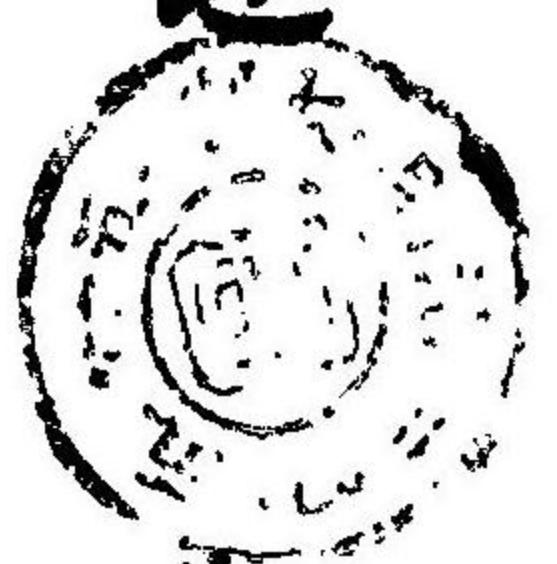


東京専門學校藏版

租
稅
論
完

法學博士 松崎藏之助講述



租稅論目次

緒言

第一章 歳入の種類及び區分

第二章 國家の收入は經濟發達の度に従ひて其の性質を
異にする

第三章 財政に於ける正理

第四章 各國に於ける收入を論す

第一編 私經濟論收入論

第一章 總說

第二章 官有土地

第三章 工業及商業上の收入

第二編 公經濟的收入

第一章 總論

第二章 手數料

一八
一九
二〇
二一
二二
二三
二四
二五
二六
二七
二八
二九
三〇

一頁

第一節 手數料の意義及び性質	六一
第三章 手數料の種類及び管理	六六
第四章 租稅總論	七一
第五章 租稅の素因	七七
第六章 稅租に關する術語	八〇
第七章 稅租の區分及び租稅制度	八三
第八章 租稅に關する原則	九五
第一節 財政政策に關する原則	九六
第二節 正義に關する原則	一〇三
第九章 租稅行政に關する原則	一一四
第十章 租稅の轉嫁	一一六
第一節 概論	一一九
第二節 租稅負擔の配轉を論す	一二一
第三節 租稅の逆轉を論す	一二四

租 稅 論

法學博士 松崎藏之助 講述

緒 言

余は元々租稅論のみを講する豫定なりしが諸君は未だ歲入論を學ばざりし由なれば先づ歲入に就て概論せんと欲す。蓋し租稅の性質を究めんと欲せば先づ歲入一段に關する智識なきるべからざればなり。

茲に豫下め注意を乞ひたきは科語の不妥當なるも是なり。元來諸種の專門語を漢字に適譯するは極めて困難なる事にして意義の複雜深淵なる原語に於ては殊に然ります。されば本講義中科語を使用するに當り適當なる文字なきときは止むを得ず原語を使用すると有るべし。讀者之を諒せよ。

第一章 歲入の種類及び區分

歲入なる語は通常漠然として用ゐらるゝも實際上國家歲入又は政府歲入及び府縣町村歲入を併せ指すなり。抑も歲入とは歲出に對する用語にして地方共同財及ぶ國家の歲入なる語は主として行政學上に用ゐらるゝと雖も財政學上にては寧ろ公同收入といふを適當なりとす。何となれば單に學理上に原づき使用する

科語は國家或は地方共同体といふ如き各別なる區分を爲さずして之を包含する一般普通の名稱を附するを宣しとすればなり。然らば公同とは如何此の意義を究むるに二原素あり。

第一、開放せること即ち衆人に對して其の効用を制限せられざること。

公同の事物は國民の誰れ彼れを論せず苟も之が德澤を享けんと欲するものは其の効用を受くるを得るなり。然りど雖も是れ必しも一國に住せる總人員の謂ひに非ず唯衆人其利を享くるを得れば則ち可なり。抑衆人とは必ずしも全國或は全市町村民の謂ひにあらず又た少數人に對して多數人を指すの謂ひにあらず、場合によりて或は多數ともなり少數ともなるを知らざるべからず。

抑も歲入の種類及び之に關する原則を究むるに當りては此の意義を明かにし置くこと極めて必要なりとす。例へば現今國家歲入の大部分を成す鐵道若しくは電信電話等公同の設立物は公同の利益を目的とするものにして其の事なるや當に限定されたる少數國民の爲めに設けらるゝに非らざるは勿論、又多數國民の爲めに設けらるゝにもあらず、之を建設するに當りて其の主眼とする所は公同の利益にありて國民の少數と多數たるを問はず苟も之を利用せんと欲するものは誰にても其の効用の恩澤を蒙り得るなり。されば數字上より謂ふときは極めて暇味たるを免れずと雖も而かも是れ却つて必要なるなり。之を彼の政治上の問題に例ふるに多數の意見必ずしも正當ならず少數の意見また必ずしも公理ならざるが如く多數の爲めに計ること必ずしも國家全體の爲め利なるにあらず、少數の爲めに計ることまた固より利なりと云ふを得ず、されば多數少數と一様に確然たる數を定めず只だ漠然と衆人とのみ稱するを必要ならずとせんや。

第二、國家若しくは地方共同体に關係せること。

こは普通に用ゐらるゝ所にして今姑らく此兩者を以て公同の意ありとし以上説きし所の意義に依り歲入を稱して公同收入といふときは國家并に地方共同体の歲入を想像し得ると共に暗に歲入の性質及び其の目的をも顯はし得ん哉。

これより進んで公同收入の區分を示さん。されど茲に一の困難あり、其は他なし區分の方法即ち是なり。凡そ歲入は國家の組織、狀態、慣習の異なるに隨て其の性質を同ふせず。例へば日本には日本特有の歲入あり、亞米利加には亞米利加有

の歳入あり。然らば一々其の殊別なる者を列舉して能事終れりといふべきか、焉んぞ然らん。然らば全然論理的に區分せんか、是れ實際に遠ざかりて取るに足らざるものとならんのみ。されば其の中唐を探りて實際に遠からず理論に偏せず、よく兩者を折衷するを以て最良方法なりとす。從來の區分の方法に従へば公同收入の分類方法に二あり。第一、私法的收入及び公法的收入第二、營業的(即ち機械的)收入及び徵收的(即ち政治的)收入是れなり。

第一、私法的收入とは私法上の規定に基づき國家及び地方共同體の法律上、己、私人も同一の關係を以て所有せる財産より入る者を謂ふ。公法的收入とは之に反し、國家の主權或は財政權に基き國家が人民即ち個人經濟に命じて上納せしむるより生ずる收入にして財產若しくは營業上の收入にあらざるものを謂ふ。此區分は廣く行はれず國法學上より觀れば取る可き所ありと雖も財政學上より觀れば適當なりといふ可らず。其の弊たる所謂經濟上に關する原則を忽かせにするの傾なきにあらず。何となれば國家若しくは地方共同體の特有する財產或は營業の如きは縱令私法上の規定に基くも之と共に公法上の規定を有するを常

とすればなり。例へば政府の營む專賣若しくは交通事業の如きは一の營業なれども單に私法上の規定のみに基かず、又地方共同體の營む瓦斯事業、水道事業或は電氣鐵道の如きは純粹の營業なれども、又自ら公法上の規定を要す。故に公同收入は公法私法の意義を以て之を區分すること難し。

第二、營業的收入を分ちて特權を有するものと有せざるものとの二種とす。例へば政府所有の山林、土地、原野等より生ずる收入は後者に屬し之に反して政府の專賣事業の如きは前者に屬す。政府の鑛山事業の如き亦然り。謂ふ我國の舊制に従して之を辯せん。抑も徳川幕府に於ける土地制度を覗るに、幕府は各藩主に一定の領土を與へ、各藩主は又數多の藩士に一定の領土を與へ、地面上に生ずる利益の一部を上納せしめ、其の餘は悉く各自の所有に屬せしめたれども地の上下に生ずる利益は殆んど幕府自ら之を所有せり。故に其の領地内に於て鑛坑等を發見するときは之を幕府に届け出で、其の處分を仰かしめ(國司大名の例外ありと雖も)決して各自の自由に處分するを得ざらしめし事あり。又現今獨逸諸聯邦にては地の上下に生ずる利益は悉く國家の特權に屬して土地所有者は只だ其の地面

に生ずる生産物例へば穀物材木等を收入し得るに過ぎざるなり。此場合に於て鍛山發見せらるゝときは如何なる人民の所有田地若しくは山林に於てせらるゝも、政府の所有に屬して之を採掘せんとするには必ずや政府の許可を經ざるべからず。是に依て之を見れば是等の性質を有せる收入は何れも特權に依るものと云はざるべからず。

徵收的收入を分ちて國家若しくは地方共同體が一個私人に對して與ふる直接の利益若しくは恩恵に對して收むる報酬的性質を帶ぶるものと又之を帶びざるものとの二種とす。例へば租稅の如きは直接に報酬の性質を帶びざるに反して(租稅が報酬の性質を帶びざるものなることは後段に説く所により明かならん)手數料例へば電信料、電話料の若きは純粹に報酬の性質を帶ぶるものなり。

蓋し此の區分たる第一の方法に比すれば多く經濟上の原理を斟酌計量する所あるが故に幾分か勝る所ありと雖も尙ほ足らざる所なきに非ず。何となれば現今に於ける國家若しくは市町村の實際上の收入に就て觀察せば此の區分の兩者何れにも入らざるものあり。例へば罰金、海防費獻金、保護稅、寄附金、國庫補助の如き

是れなり。是れ等はその性質何れも營業的收入中に包含せしむると能はざるは勿論、徵收的收入中にも入る能はず。強て之が説を爲さんには罰金、海防費獻金は徵收的收入中に包含せしむ可きも、彼の寄附金、國庫補助、帝室より下賜さる、下賜金等に至りては斷じて之に屬せず。例へば現今我邦に於て實施せられつゝある小學校員給料、國庫補助の如きは市町村が營業的に收入するにあらざるは云ふを俟たず、又決して徵收的の收入にもあらずして一種特別の性質を有するものたること明なり。

第二の區分に關する缺點は實に此のみならず、夫の營業的收入中特權の附帶せる專賣事業等より生ずる收入は其の性質必ずしも營業的收入にあらずして却つて租稅の性質を帶べり。今政府にして火薬を製造し人民の之に從事することを禁じ之を政府の定めたる價にて人民に販賣するとせよ、之を其の製造し販賣するの方面より觀察せば純粹なる營業なりと雖も之に反して政府が其の特權を利用して或收入を收むるの方面より觀れば其の營業に依て收むべき利益外の收入は間接稅たるは云ふを俟たず。例へば佛蘭西に於て政府がマツチを製造して之を專

賣し大製造場を所有し之が爲めには萬人以上の職工を使用するが如きは純粹に營業的なり。然れどもマッヂは生産費と同一の市價にて賣却せらるゝにあらず政府は之に由て幾分の利得を收むるなり。是れ即ちマッヂを賣却すると云ふ手段に由りて消費者全般より取立つる間接税なり。

由是觀之營業的收入、徵收的收入の中何れにも包含せしめ得ざる別種の收入あり、又營業的收入にして徵收的收入中に入る可きものあり。要するに此の區分は正確なりと謂ふ可らざるなり。而して其の短所は獨り爰に止まらず政府の營業は獨り經濟上の利益或は便利を有するのみならず、又實際的及法律的の便利を具ふる事を忘るゝものと云はざるべからず。例へば鐵道、電信若しくは專賣の如きは獨り經濟上の便利或は特權を有するに止らずして又法律上の便利或は權利を具ふるなり。

稍完全なる區分法としては公同收入を別ちて左の三種とするにあり。

第一 私經濟的收入

第二 公經濟的收入

第三 隨時收入

第一 私經濟的收入とは第二の區分法に於けるが如く國家若くは地方共同體が一個人の經濟に於けるが如く營業若しくは收利の目的を以て得る收入にして彼の國有財產等より入るものは皆大抵之に屬す。例へば國家所有の田畠製造所或は鐵山等より入る收入の如き是なり。此等の收入は政府の之を經理するに當りては一個人のなす所と異なるなく夫の最少の費用を以て最多の收入を得べしとの原則に依り大體より云へば政府の地位も一個人の地位も異なる所なく業を營む點に於ては政府と雖も法律上享有する特權も無く又た實際上享有する便利も無く全く一個人と同一の地位を有する經濟上の競争場裡に立つものあり。

第二 公經濟的收入を別ち國家若くは地方公共團體が一個人に命令賦課する者と法律上及び實際上國家若くは地方共同體の享有せる權利及び便利に賴る企業より入るものとの二とす。而して前者を分ちて手數料及び租稅の二とし、後者を別ちて單に財政上の目的を以て企てたる事業よりの收入、國家經濟上の目的の爲めに營む事業よりの收入、及び直接に主權を利用して以て得る所の收入の三とする。

抑も財政と國家經濟とは一見相似たるが如くなれど實は全く其の性質を異にし前者は收入を得るを以て目的とすれど後者は然らず、主として公利公益の爲めに一國に於ける經濟上財物及び權利の分配に關係し、例へば電信鐵道の如き事業を企つるを以てその目的とせり。之に反して直接に國家の主權を應用して得る收入とは例へば獨逸にても日本にても鐵山採掘の許可權を以て假令人民の私有土地に存する鐵山に關しても政府之を所有し幾分の稅を徵して之が採掘を許可するが如き是なり。

右の如く公經濟的收入を別ちて大體上二種と爲したるは極めて重要なことなり、前者は政府が命令して納めしむる點より觀察すれば手數料も租稅と等しく國家が一定の額を定め一個人に命じて是れだけは是非上納せしむる特質を備ふるなり、而して後者は實際上及び法律上國家の享有せる便利及び特權より入る收入にして多くは企業的の性質を帶ぶ、例へば水道事業より入る收入は東京市之が實際の便宜を有し、鐵道は政府之が實際上の便利を有するが如く、又た特に法律上の特權にして收入を生ずる場合は鐵山の如き是なり。蓋し是等の收入は私經濟的

收入と混同すべからず。抑も第一に於て云へる製造所とは特に實際上及び法律上の便利特權を有せるに非す單に普通一般の製造所の謂にして、例へば印刷局の管理に屬する王子製紙所の如き官報局に於ける印刷業の如き何れも世間並みの營業をなして其の利益を得るに外ならざるなり。之に反して佛蘭西に於けるマツチ製造業の如きは政府の專賣に屬し外形は普通の製造事業なれども實はマツチ使用者に附する間接稅にして之を專賣とするは間接稅を徵收する一の便利なる手段たるに外ならずして取りも直さず法律上の特權を有するなり。

茲に租稅と手數料とを同一の中に含ましめたるは多少の疑義を招くなきを保せずと雖も必しも兩者を全然別物の如くに見るを要せず、近頃は獨逸の學者中兩者を同一種のものと見做すものもある程にて二者共に國家が人民に向つて賦課徵收するの點は其の主なる理由なりとす。實に見やうによりて租稅と手數料とは別物とせずして全く同じものと見做すを得る所以の理なきにあらず。左に其一例を示さん、抑も英國正統學派の經濟學者中には租稅は國家が人民の安寧幸福を増進する爲めになす仕事に對して支拂ふ價なりと云ひ、或は保險料なりと云

へり。然るに價とは賣買上の關係より生する事柄にして或る貨物に對し支拂ふ所の直段なり、又た手數料は政府より受くる或る勞力に對して支拂ふ所の直段なり、されば租稅も直段なれば手數料も直段にして兩者の間確然たる區別を立ると頗る難きを覺ふ。之を以て獨逸の經濟學者にして英國の學說を祖述せる者は大抵租稅と手數料とを混想せり。

第三 隨時收入は國家の財政上より論すればさまで大切な者にあらず、現今の諸國に於ても其の輕重の度を異にせり。抑も此の種の收入は行政上只だ一時の出來事と附帶して入るもの多く、今之を別ちて三種とす。其の一は單に會計上特別會計の爲めに賦課せる收入、例へば沒收物或は其罰金の如き是れなり。其の二は或る特別の目的若くは永久保續す可き關係の爲めに或る特種人民の支拂ふ可きものにして例へば海防費獻金其の他各種の寄附金の如き是なり。蓋し或る特別の目的の爲めとは例へば夫の海岸防禦と云へる特別の目的の爲め砲臺を築くに當り獻金せしむるが如きをいふ。地方自治體に就ては斯る收入は其の例多しとす、かの橋梁を築き道路を修繕し學校を建築する爲めに地方の富豪者をして特

に其の公共心に訴へて出金せしむるが如きは此例なり。永久保續す可き關係の爲めとは例へば海防に砲臺を築くは國家百年の長計にして其の企畫事業たる何時まで永續維持す可ければ此の目的の爲めに寄附するが如し。之を反言すれば寄附金は永久保續す可き關係の爲めに或は特別の目的の爲めに特種人民の支拂ふ所なり。次に其の三は公同の收入を補助す可き性質を有する者、例へば國庫補助の如き又獨逸帝國に於けるマトリキュラル、ベイトラーゲ (Matricular beitrage) (中央政府の金庫を補助する爲めに各連邦より毎年寄附するものなり) の如き是れなり。

其の性質たる以上三者と異なれども只だ時と云へる原素に基きて之を論すれば夫の公債の如きは又隨時收入に屬せり。抑も公債の性質たる私經濟的收入に非らざるや勿論なり、何となれば之を募集するに當りては其の金額とその方法とを定むるは主として公法上の規定を要するを以てなり。さればとて公經濟的收入たるを得ざるなり。何となれば公債は國家若くは地方共同體の規定命令して人民に附加する者にも非ず、また國家の享有せる法律上の特權實際上の便利に賴る

れもあらず、若し人民にして之に應ずる者なしとするも政府は之を所罰するの特權も無ければ又た實際上の便利もなし、是故に第三種の收入たる隨時收入に含ましむるを適當なりとせんか。

以上述べたる所にて公同收入の區分法は終りたれば、更に收入の意義を定めんと欲す

第一 公同收入は如何なる内容を有するや單に收入と云へは所謂經濟學上的一學語にして財政學に於ては之を借り來りて直に應用するを得るかと云ふに茲に多少の制限を爲すの必要あり。抑も經濟學上所得と云ふは收入の謂にあらず、所得は之を得る人の財産となれども收入は之に反して其の財産とならざるものも又其の中に含蓄す。然らば茲に一問題の生ずる有り、曰く政府若くは地方共同體の機關が得る收入は悉く財政上の收入と謂ひ得るかと。顧ふに一國家若くは地方共同體の使用する人民の勞力の如きは財政上の收入に非ず、獨逸の東方諸州に於ける町村若しくは日本の或る町村に於て道路を修繕する爲めに雇人夫を賦課することあり、實際上より云へば租稅を賦課して得たる收入を以て人夫を雇使する

と異なるなく人民の方より見れば同じく負擔なり。然れども此等は國民經濟の發達進歩するに従ひて自然に消滅すべきのみならず、若し此等を以て收入の一部と爲さば財政學の統系上大に困難を感じることあらん、例へば兵役の若きは同じく國民の負擔する所にして其の性質たる前者と異なる所なしと雖も財政學は之を其の範圍に入るゝとを得ざるなり。

第二 公同收入の中には實際政府若くは市町村が收入する者にして而かも其の權利は之に屬せざる者をも含蓄せり。例へば佛蘭西杯に在りて未丁年者の財產管理は其の親戚に非ずんば國家自ら之を行ふこと有り而して此の場合に於ける未丁年者の財產は形の上より云へば國家の收入となれども其の財產權に至りては未だ國家に移らず斯る性質の收入は正當なる國家の收入と謂ふ可らず。

第三 國家或は地方共同體の收入にして獨り其の實際の處分權のみならず法律上の財產權も亦た地方共同體或は國家に移るものあり、是等の收入は悉く國家等の正當なる收入と見做して可なるが如しと雖も必しも毎に然らざるものあり。例へば歐洲二三の邦國にありては町村に於て自ら貯金の業をば行ひ以て小民或

は労働者の利益を保護し或は疾病及び老後の保険事業を完全ならしむる爲めに州或は市町村に於て自ら之に必要なる基本金を集めることあり、是等の事業は一見すれば國家の當さに營む可き正當の事業なるが如くなれども公利公益と云ふよりは寧ろ一種階級の人民の爲めに企つる事業なるが故に之に關する経費或は收入は亦市町村の正當なる経費若くは收入と謂ふを得ず。云はレ特別の事業に關する特別費なり。人若し伊太利に於ける例を見ば愈々明かならん。該國にては中世の始より金貸の事業盛んに行はれたり。凡そ歐洲の他の國々に於ては猶太人と高利貸とは同一の様に見做されたれども伊太利に於ては然らず、却て耶蘇教徒が金貸の業を營みて以て細民を苦しめたり。耶蘇教僧侶等之を救はん爲め淨財を以て金貸の業を營みしが其の發達したるもの今モントスピエターテス即ち是れなり。抑もモントスピエターテスは一種の質屋にして種々の物品を抵當に取りて之に相當の金額を貸すを業とするなり。然るに此も好結果を得ざりしが故に後ち更に其缺を補はん爲め町村自ら貯金の事務を取扱ひ且つ貸借をも營むに至れり而して町村の參事會の選任する委員に於て之を管理せり。チノブル王國

の當時より行はるゝ法律に依れば町村貯金の事務に對して之が管理者其實を負ふのみならず町村參事會員の聯帶責任たることを規定し、今尙其効力を有せり。

佛人は常に伊太利を以て不徳義の國なりと稱すれ共其の小民の爲めに計りたる制度に至りては佛蘭西の及ぶ所にあらざるなり。今尙各國に於て其例乏しと雖も既に以太利の如く町村に於て貯金事務を取扱ふものとせば必らずや之によりて生ずる收入あるべし。此時に當りて町村等も是等の收入を以て其正當なる收入となし其支出に充つる事を得べきや否やとは財政上自ら生ずる問題なり。之を要するに此種類の收入は其處分權、所持權兩ながら國家又は市町村に移れども之を以て其支出に充つる事能はず從て正當なる收入と見做す事能はざるなり。以上の三件既に明かになりたれば此に公同收入とは如何なるものなるかを説くの必要起る。

公同收入とは國家若くは地方共同體の正當なる経費を辨せん爲めに國家或は地方共同體の收むる財物(法律語の物件)及び之に關する權利にして其の財産權は國家若くは地方共同體に移るを要す。茲に謂ふ所の權利と財物との異なること

は言ふを俟たずして財政上之を區別するの必要あるべし。抑も一概に收入と云へば財物のみ移りて権利は移らざるものあり、又権利のみ移りて財物は移らざるものあり、此等は何れも正當なる公同收入と謂ふを得す。例へば或る一家死に絶えて養子も無く親戚も無き場合に其の戸主にして鑑山の探査權を有し、又は會社の株主なりしあきは其の権利は直に國家に移れども財物は移らず、又前に述べたる佛蘭西の例に於ける未丁年者の財産管理の場合に於ては財物は國家移りも権利は未だ之には移らざるか如き是なり。

第一章 國家の收入は經濟發達の度に従ひて 其の性質を異にする

經濟の發達に關しては學者の觀る所種々にして一ならず姑らく之を例せんに歴史派經濟學者は單に農業の進歩變遷によりて其の見解を立つることフリードリッヒ・リストの如く或は英國經濟派の單に交換といへる事實に着目して之れが說となしたるヒルアーブラム(此人全體の點に於ては歴史學派に屬すれども經濟進歩に關しては英國派の說を探れり)の如く、或は經濟といへる現象を目して人間の生

存するに當りて必要な行爲をば一體に含むの點より見解を立てたるピニーヘルの如きあり。國家の收入を論するに當りては此等の諸説は關係すること元より少からざれども其主眼とする點は人民の收入の變化に存するや疑を容れず。例へば労働者は其の勞力より得る收入を以て國家の爲めに必要な租稅を拂ひ農業者は其の土地より得る收入を以て租稅を拂するが如し、之に由つて見れば國家歲入の變化は人民收入の變化と相伴うて離れざるものなりと謂ふも不可なきなり、故に先づ三種の收入の發達を論ずる必要あり。

第一 農業國に於ては人民の收入主として土地より入るが故に國家の收入も亦土地より入る、而して農業國に二種の別あり、一は兵力によりて成立てる專制國にして東洋諸國に之を見、一は往昔獨逸或は佛蘭西の一部に行はれたる農業國とす。蓋し此事たる財政學よりは寧ろ他の學科に於て論すべきが如くなれども獨逸に起りたる農業國の進歩は財政學に關係を有すること頗る著しきを以て茲に述ぶる所あらんとす。

東洋專制諸國の農業國にありては農業者は未だ嘗て土地財產權を有せず、従つて

自主獨立の權利を有せず此等の人民は毎歲其土地より生産する收益の一部分を土地所有者たる帝王に致したり是れを以て西部歐洲諸國の如く一國內の地方に於ける要素となる可き土地を所有せる貴族などはあらざりしなり。之に反して古代獨逸に於ける農業國にありては土地を所有せる貴族と並び立ちて土地所有者たる農民ありしなり。而して君主の收入は己の土地より收むるにあらずんは農民の共用せる山林或は牧場に就て有する地役權より入れり。是れ即ち前者と大に異なる所以にして一方にありには帝王の收入は悉く農民の產出せる土地生産物の一部分より成り一方にありては農民は未だ嘗て租稅を拂はず。かかる情勢は歐洲に於ける中世の半まで繼續したり。此の時に當り國家の收入の財源は主として土地の生産によるか然らざれば之と密接の關係を有せる工業例へば鐵山或は未熟の製作等にありき。

第二 人口漸く増加するに従ひ食物の需用自ら増加するを以て假令未拓の土地存するも尙ほ古代の農制に依るときは増加せる人口を養ふ能はざるのみならず之と同時に政治上の變遷に従ひて配下の家の子郎等は其の君主を去りて更に他に及びては主として之に從事しその勞働より生ずる收入を以て生活の費に當てたり。是に於てか經濟社會に於て更に特別なる收入の種類を生じたり。

歐洲の中世時代に於て都府といへば即ち一の國家なり故に之を建設し維持する住民は己の勞働より生ずる收入の一部を割ひて以て其の經費を辨ぜざるべからず而して其の方法たる住民相互間の協議に基けり即ち此種の國家の收入は營業又は財產より入る國家の收入とは全く其の性質を異にせり一は單に命令的のもにして一は相互間の相談一致に基けるものなり。是れ即ち有名なる法學者ギルケが真正の租稅は都府に於て始めて發達するを得たりと謂ひし所以なり。

人民の經濟上に於ける收入の觀念は此時に當り始めて發生したれども其の收入

たる單に生活の費用を補ふに止り未だ嘗つて他の餘裕を存せず、所謂手より口に入るといふが如き有様なりしなり。是れ大に後來の經濟上の發達と異なる所にして此時に於ける帝王又は國家の收入は土地の收入にあらざれば政府或は王侯が自ら營める企業及び之と關係せる王家の特權(Eigenzuge)なり。

此の時に當り勞力より生ずる收入は現今の經濟社會に於て勞力より生ずるものとは其の性質を異にする。如何んとなれば當時の生産者は貯銀の爲めに働く現今勞働者の如くならすして一個獨立の企業者なり、故に其の收入たる勞力より入るとはいへ又た企業に對する報酬をも含めり。但し其の收入一己生計の費用を辨ずるのみにして尙ほ其他に餘裕を有せざるに至りては兩者殆んど異なる時なく此時に當り未だ所謂資本家なるものなし、従つて國家も亦た人民の資本より生ずる收入の一部を以てその歲入となすこと能はざりしなり。

第三 人類學者或は社會學者が言へる如く往古創造の代に當り人類が唯た己の手足を勞し或は耒犁を探りて土地を耕耘して生活を營みし時にありては未だ所謂資本家なるもの無し顧ふに現今經濟社會に於て一大魔力と稱せらるゝ資本

は奇異なる歴史を有せり。資本なる語の使用せらるゝに至りしは極めて近き頃の事實にして資本家なる階級は主もに十七世紀の終より十八世紀にかけて發生して其の初めや市街に於ける土地所有者なりしなり。蓋し中世の末以來人口の増殖及び經濟社會の發達と共に都府の繁華は次第に盛大に赴き土地の價格自ら騰貴し而して其の價格の騰貴せるは他の經濟事業の如く吾人が直接の勞力を加へ或は勤勞したるに由りて生じたる結果にあらず。所謂時世の進歩と共に毫も費す所なくして發現せる現象なるを以て故に此等の土地所有者は其の土地の價格の増加せるよりして俄かに豊富を致したり、かくして新たに増加したる富こそ從來に於ける資本及び餘裕收入の基となりしなり。

所有者は何故に資本家となざりしかと云ふに田舎にては人口の增加政治上の推遷交通の變化等に關する種々の形況を受くること甚だ遅くして土地の價格に走かく變動を生ぜざりしが故なり。

右の若く市街に於ける土地所有者は毫も力を勞するとなく地價は自ら騰貴して俄かに餘裕の財產を生じ且つその上地は所有者が自由の處理に任せられたり。

凡て勞せずして得たる財産は何事にも惜みなく使用するを得るものなれば社會は是に於て大勝なる一種企業者の階級を有するを得て從來毫も經驗なき新事業即ち商工業等に資金を投入するものあるに至れり。

資本の初めて當時經濟社會の一新要素となり丁するに及んで之と共に更に之に使役せらるゝ他の一階級即ち勞働社會を生じたり、彼等は單に自己の筋力を勞して資本家の爲に働き其報酬として賃金を得て以て生存するものなり。抑も賃銀なるものは又經濟社會に於ける一新現象たるは云ふを俟ず、是に於て乎一國人民の收入は三種の根源より生ずるに至る所謂三種の根源とは第一土地より生ずるもの第二資本より生ずるもの第三勞働より生ずるもの足なり。故に國家か國民に命じて其の歲入を輸せしめんとせば國民は必ず三種の收入による外復た道なきなり又國家が國民に令して其の政治上の經費を負はしめんとするに當りては須く此の三個の事實に注意し勤めて國民の不利益とならざらんとを計らざるべきからざるなり。

既に國家歲入の原因を論じたる後は自ら茲に一の問題を生すべしとは他なし國

家の歲入と人民の收入との關係是れなり。概して言はゞ國家は人民收入の幾分を徵收するも差支なきかといふことはなり。曾て經濟學者或は政治家等の此の問題に就て研究したるもの甚だ多く或は人民の收入と國家の收入とを比較して國家は其二分を取るべしとか或は其三分を取るべしとか確乎たる率を立てんと企てるものすらあり。例へば佛のボーバンの若きは土地收入の什一を稅すべしと云へり。

後世甚しきに至りては人民收入の十分の四をば稅すべしと云ふもの有るに至れり。近世の財政學者中にも又之れに類似せる說をなすものあり。例へばホッフの若きは年々人民收入の一割五分以上を稅するは國家に害ありとなしシェーンは國民の性質或は政體の異同によりて此の問題を解釋せんと企てたり。其他財政學の進歩に與りて力あるニースティーの如きも亦た國體の異同によりて人民の負擔に異同あるべきことを信じたらん様に見ゆ。此等の說は要するにモンテスキューの說に胚胎し來りたるものにして其財政學の學說に及ぼす影響は甚だ緊切ならず。何となれば國民の國家の爲めに負擔する輕重は政體の如何に依りて

定まらず主として其經濟上の發達に基くを以て之が輕重の問題も又其原理に基いて決せざる可らざればなり。蓋しモンテスキューは當時佛國の如く立君特裁制の下にありては人民の負擔甚だ重く之に反して英國及び米國の如く議院政治又は共和政體の國に於ては壓制も甚しからず租稅も亦輕かりしを見て慨然として以爲らく『自由制度行はるれば其政治重に人民の爲めに施され從て其經費も主として人民の爲めに費やさる』か故に共和國に於ては租稅の負擔重大なるも不可なし、何となればその負擔は悉く人民各自の爲めなればなり』と。之に反して立君特裁制の下にありては國費の大部分は君主の爲め宮廷の爲め宦官寵嬖の爲めに費やさるゝが如くに見ゆるが故に彼曰く『其政體の下に立てる人民の負擔は輕からざる可らず、何となれば其の經費國民の爲めに支消せられざればなり。而して共和并に君主特裁兩制度の中間に立憲君主國にありては其政治の人民の爲めにせらるゝ事恰も中間に前兩者のあるを以て其負擔の重さまたその中間にあるべし』と。然れども如何ほど迄か兩者の負擔にして何處に中間あるや、積極的の標準を求むる事甚だ難からん哉。然るにオツフに至りては或る比率を定め人

民の負擔をして其範圍を越へしむるの不可なるを主持せしは稍其旗色を異にする所以なり。然り而して十分一稅法を案出したるは佛蘭西の學者ボーベンなり同氏はルイ十四世の代陸軍大將に迄昇進せし人にて有名なる築城家なり。顧ふに當時佛蘭西王室の驕侈益甚しく其の收入の財源たる之を當時の財產家たる貴族階層に採らすして却て貧困頼るなき農民に取る益多きを見て以爲へらく『斯の如く收歛度なきは國に不利なれば必らずや確然たる標準を定めざるべからず』と。是れ乃ち十分一稅法(Diesme royale)を案出したる所以なり。我邦にては足利氏の末増田長盛が租制の改良を計りて八公二民の法を探りし迄は稅法甚だしく紊亂して、人民收入の八九を納めしめたることすらありしが大寶令時代には普通四公六民の稅法行はれたりと云ふ。

顧ふに絶對的に國家の收入と人民の收入との割合を定むることは到底能くすべきにあらず。何となれば國家の歲入は之を定むること難からずと雖も人民の收入に至りては之を計量するの良方便なればなり。今より百六十年前英のベッキーが一國內に於ける人民の財産を計らんと企てたる以來幾多の統計家、經濟學

者は種々の方法を以て我こそは正鵠を得たるの名譽を博せんと企てたれども、要するに實際と相ひ去ること遠きを免れず。抑、通常人民の收入を計るの方法に二種あり。一は人民をしてその收入を届け出でしめ或は市町村の吏員が帳簿又は財産臺帳によりて調査するとなれども此法を用ふるは甚だ困難なり。何となれば人民は負擔の重からんとを恐れて其の收入の高を明言するものあるとなく、勤めて之を隠匿するが故に到底真正なる計算を得ること難ければなり。二つには所得税の徵收額に依るものにして、先づ最良の方法と云ふて可なり、此法に依れば其の納稅義務を有する所得額以下の收入は納稅の義務なく、従つて收入の高を届け出るを要せずと雖も、此等の人民にして尙ほ巨大なる財産を有せるものあり。例へば古物寶器を多く貯藏せるものゝ若き是なり。されば此方法もなほ正確なるを得ざれどもさればとて概算し難きにもあらざれば今の處にては完全に近きものとす。

其他尙ほ國家の收入と人民の收入との割合を定むるに困難なる他の一理由あり。國家の政治にして人民に與ふる利益愈々多ければ人民の負担も多きを得れども、若

し政治にして人民を害ひ、又は之に與ふる利益極めて僅少なるに於ては人民の負擔過大なるを得ざるは當然の理なりと雖も、國家の政治によりて人民が蒙る利益恩澤は物價の如く數字を以て計る能はず即ち安寧とか秩序とか所謂政治上の財物は無形的なれば貨幣を以て其の價格を識ること能はざるなり。之を以て人民收入の幾分を納めしむるが正當なるべきかは絶對的に言ふべからざるや明けし。國家の歳入と人民の收入との割合は絶對的に定むること能はざる右の如しあとは、若し強ひて之を定めんとならば比較的に論ずるの外道なかるべし。而して通常左の三個の事實に依る。

第一 國家の政治にして人民に與ふる經濟上の價格愈々多ければ人民が之に對して負ふ所の負擔も愈々多きを得べし。例へば電信、鐵道等が國民に與ふる經濟上の直接の利益明白なる場合に於ては人民は其の經費の多きを忌みて之を避くるは却つて自己に不利有害なるが如し。

第二 國民の餘裕收入愈々多ければ其の國家の爲めに負ふ負擔も愈々多きを得べし。

第三 國家の歳入にして私經濟的收入に屬する部分愈々多ければ絶對的に國家の

歳入は愈々多きを得べし此事たる各國歴史上の發達の状態によりて同じからず。例へは獨逸帝國に於けるが如く其各聯邦は多くは昔の大小名より成れるを以て曾て一國の政治は恰かも君主の一家事の如く取扱はれたりしを以て其領土は又君主の私有たりしが如き觀あり故に鐵山森林等の財産は多く君主の私有に屬するが故に、獨逸の諸邦國は多くの私經濟的收入を有するや多し。

第二章 財政に於ける正理

凡そ人間社會に於ける事物には當さに然らざる必然の數を具ふるものと之に反して假令何れに歸するも不可なきものとあり。前者を名づけて善とは謂ふ。蓋し善とは總ての人々利益に反対せず誰人の害にもならざるものゝ謂にして今始らく之を財政學上に應用して財政學上正理と名づくるものは果して此の如く國民全體の利益に反せざるものなるか、或は又た時としては反することもあるか、もし之れ有りとすれば如何なる場合に於て之を認む可きかは、國家の收入を論ずるに當りて先づ研究せざるべきらざる問題なり。何となれば公同收入の性質たる國家が人民の所有に屬せる收入の一部を取るものなるが故に、之を取るに當りて如何なる方針に従ふべきか、或は又た如何なる標準に従ふべきかは正理といふ觀念に基くの外他に道なればなり。

蓋し正理と云ひ平等と云ひ經濟上に於てまゝ同一意義に用ゐらるゝ雖も社會の事物は悉く不平等なり。此の不平等なる社會に於て平等を得んとするは極めて困難なる事なるが故に人間の理想上の境遇に達せざる場合に於ては或は方便なるものを設けて之に従ふを常とせり。殊に國家の財政上よりすれば國民の數は甚だ衆多なるが故に、その國民の有する經濟力も亦た悉く異ならざるを得ず、是に於てか吾人は同標準を具ふる人々を集めて之を排列團結せしめ而してその區別に従ひて國家の負擔を分配する外又他途あるなし。所謂性質とか條件とか云ふ事柄は人の行爲、勤勞或は財產、智識等に外ならずして通常經濟社會に於て正理と云へば此等の條件中其最も差しさはりなきものを擇び之(標準)に遵據して貨物を配分するの謂ひなり。而して積極的に顯はれて實際經濟上の現象となるは即ち需要供給なるを以て需要供給とは行爲勤勞或は財產智識等の有形的に比較せられたる比例なれば通常の經濟社會にありて財物の配分上正理と認められ各人の

遵守すべき原則は之れに依りて定まる經濟上の價值なり。

然れども一國の財政上に於ては經濟上の價值を以て正理と認め之に準據して人民の負擔を定むるを得ず。何となれば所謂國家の政治なるものは無形的のものなれば有形的に其の價格を量り知ること能はず。且つや經濟社會に於て定まる價格は各種貨物が人の不足不自由を満たすの度合によりて定まることが多い。國家或は人間の集合體たる社會の全體よりすれば物の價格は各個人の不足不自由を満たすの點より觀るを得ずして其の物の性質が國家若しくは社會に對しが果して如何に有用なるや又た如何なる效果を生ずべきかに因つて定むべきものなればなり。其の財政上眞の正理とはあらゆる人民がなせる行為とその結果とを考へて此等が社會に與ふる利益の度を計り而して後に之に對する配分として彼此不公平なからしむるに在り。されば法理學者エーリング謂へらく『眞の正理とは人が社會に與ふる利益の大小に従ひ其の行爲と之より得る結果とをして確實に平行せしめ且過不及なからしむること即是なり』と。

以上説ける所によれば經濟上の正理に二種あるを知るべし。即ち一は個人間の經濟上に於ける正理にして、一は國家全體の經濟上に於ける正理なり。故に國家が財政なるものを立て、其の負擔を人民に分配し以て收入を得んと欲すれば或る場合に於ては第一種の正理に由り或る場合に於ては第二種の正理に由らざる可かず。若し之を混同してあらゆる場合に於て同一種のものを應用せんとするば大なる過誤を生ぜん歟。かの英國或は獨逸に於ける自由貿易派の唱へたる租税に關する原理の如きは此の區別をなさるに因ること多しとす。

學者或は第二の正理を稱して配分上の正理と云ふ。蓋し一國內に於て各人民の利害を觀察して此等全般の人民の爲めに正當なる經濟上の配分をなさんと欲するに由る。故に之を財政上に應用すれば國家の負擔を配分するに當り不公平なくあらゆる人民の利益と衝突せざる様に企つべきなり。然れどもこの名稱たる生産配分と混じ易きが故に基だ適當なりと謂ふべからず。

第一種の正理は如何なる場合に於て適用せらるべきか、即ち通常經濟社會に於ける正理によりて國家の收入を得るは如何なる場合なるかと云ふに政府の所有せる財產若くは營利的營業等にしてかの私經濟的收入は主として此の原則に據れ

り。例へば政府若し或る製造業を營まば其收入は實に資本に對する利子并にその資本償却基金をも含めるのみならず、又通常經濟社會に於ける企業者と等しく企業者の利益をも含まさる可らず。故に國家は一個人と同じく利益を得るを以て目的とするものにて國家は此場合に於て通常の經濟社會に於ける正理によりて支配さるゝなり。

之に反して租稅手數料其の他公經濟的收入を得るに當りては國家は第二種の正理に遵據す。例へば手數料の如きは國家が特に一個人或は一部分に與ふる利益を標準として徵收するものにして國家が利益を得ると得ざるとは間ふ所にあらず。租稅の如きも亦た然り。一般人民の利害に關して必要な経費を得る爲めに或る標準に従ひて徵收するものにして其目的たるや利益にはあらずして人民の休戚利害に在り。

之を要するに社會に於て何事をなすに當り何人にも無理を及ぼさるるを正理といふ。故に經濟社會に於ける吾人の動作をして正理的行爲ならしめんには需要供給の理法によりて定まる所の價格に遵據するを要す。若し此の價格によりて

貨物を授受するときは誰人の不平を惹起すとなくして公平なるを得へしと雖も、假りに價値を拂はすして物を得んと企つるものあらんか、一方は決して之を不問に附せざるべし。何となれば此の如きは正理に背けるものなればならず、是れ通常の場合に於ける正理なり。然るに之を以て直に國家全體の上に適用すべきか、例へば甲なるものは百圓乙なるものは千圓を租稅として納むとせんに國家は之に對し通常經濟社會に於ける正理に従ひて一々百圓若しくは千圓の報酬をなさるべからざるか、換言すれば通常價格の原則に従ひて國家の負擔を分配するも不都合なきか、嗚呼是れ大に誤れり。顧ふに一個人間に於ける物品の價格は其各自に對して有する効用の多少に由りて定ると雖も國家は各個人に對し一々適當なる満足を與ふるを得ず只だ其行ふ仕事は全體に對し如何なる影響を及ぼすやと問ふのみ即ち物の價格は個人間にありては其の充用の度によりて定まり、國家、社會、全體の場合にありては其の眞價 (Intrinsic value) によりて定まる。

今以上得たる結果を以て財政上に應用するに政府は或る場合に於て貨物を製造し之を販賣すれば一個人の場合と同じく需要供給の理によりて其價を得れども、

或る種類のもの即ち租税手数料等の標準は需要供給によりて定むること能はず。蓋し所謂政治上に於ける物とは無形にして漠然たるものなるが故に精密に数字を以て其量を表はし云ふを得ず。之を加ふるに其物たるや一個人の之を欲するか故に賣り欲せざるが故に賣らすと云ふが如きと能はず。是を以て政治をして國家全體の上に善良なる結果を生ずる者ならしめば通常の需要供給の法によらず上よりして之を人民全體に配分して購はしむるは蓋し當然の數なり。之をこそ配分正理とは謂ふなれ。尙ほ此の事に就ては他日租税の事を説くに當り詳しく述べければ茲には多く言はざるべし。一言以て之を蔽へは政府が收入を得るに當り遵據すべき正理に二種あり、一は通常一個人間に於ける正理にして、一は國家全體の上より觀來りたる正理なり。

此の如く財政上に二種の正理ありて國家は須らく之に遵據して收入を得ざる可らずと雖も、一たび實際に之を應用するに當りては著るしき困難を感じべし。何となれば國家收入の種類は甚だ多様にして其の性質も亦た種々なれば、或る場合に於ては二種の正理何れを標準とするべきや頗る判断に困むものあればなり。之

を一國の歴史上より觀察するに或る種類の收入は一時代に於て第一種によるも他の時代に於ては第二種に據るや多し。例へば鐵道より入る收入の如きは或は手数料と認められ或は私經濟上の收入と看做さることあり、又た郵便料の如きは私經濟的收入たる時もあり手数料たるときもあり、又租税たるときもあり。要するに實際此種の國家收入は飽くまで第一種の正理に遵ひ他の種類の收入は飽くまで第二種の正理に據らざる可らずと云ふが如き永世不易の標準なるものは之れ無しと謂ふも不可なきなり。

第四章 各國に於ける收入を論す

各國の收入は必ずしも同一なる財源より入らず、先づ之を探求せんために左の統計を掲ぐ。

通 常 収 入			臨時收入
私經濟的收入	租税手数料等	行政企業的收入	
普魯西 464,728,571	15,71	701,216,736	22,84
奧太利 43,514,614	1,80	733,266,878	30,34
伊太利 91,167,437	2,18	954,308,946	31,25
佛蘭西 63,699,777	1,65	2,249,283,106	58,43
英吉利 66,600,300	1,75	1,149,240,000	39,24
墨西哥 302,603,004	2,74	1,984,525,921	4,65
日本 (元) 376,715	1,08	742,380,43	1,08
		一の貢 人	一の貢 人
		一の貢 人	一の貢 人

右の統計は明治二十六年より同一十七年に至る財政年度の調査に依れり。而して金額は獨逸のマークによりて計算せり。現今爲換相場に依るに我が一圓は大概二、一七マーク位に相當す。法定價格によれば一圓は四マーク以上に當れども現今爲替相場大に騰貴し居るを以て之に依つて計量するを得ず。

佛蘭西と英國とは財政上他の諸國と異なる所ありて臨時收入額の調査成らず依つて之を略せり。

露西亞に於ては官有の原野山林等を農民に貸下ぐるのみならず、之を個人又は町村に拂ひ下ぐるが故に官有財産より入る收入は甚だ大なり。然れども普國の官有財産より入る收入とは大に其の性質を異にせり。何となれば後者は管理の結果より生ずるものなればなり。

佛蘭西に於ては全國の鐵道大抵私設にして其の國有なるは軍事鐵道或は收利の見込なき場合のみなり。且つ土地山林等は革命の時に賣拂ひ貴族より沒收したる財産も多かりしが此れ亦た悉く賣り拂ひたり。是れ佛蘭西が國有財産の少き所以なり。

次に各國の收入に關する一人の負擔を見るに左の如し。

收入の一人負擔				
國各	中央及び地方の負擔	國有財産の負担	租稅の負担	國有財産より入る租稅收入
普西亞	34.62	22.89	22.97	17.43
奧太利	37.84	30.34	28.41	2.50
伊太利	43.19	31.25	30.61	4.40
佛蘭西	76.27	58.43	57.96	4.13
英吉利	60.53	39.24	34.24	3.18
露西亞	20.68	17.95	15.80	3.09
日本	3.02	1.08	1.07	.35

右の表に由りて觀るに人民の負擔の最も多きは佛蘭西にして、次ぎは英國次ぎは伊太利なり。近頃佛蘭西にては七十七マーク(三十五圓)英國にては六十マーク(二十七圓)程を一個人が租稅として負擔せり。而して一昨年迄は佛蘭西の收入は左迄増加の傾向なかりき。近年佛蘭西にては收入の豫算多くして實際の收入は之

に添はず、英國にては實際の收入多くして豫算寡し。且つ負擔に對する人民の懲訴も前者に於ては後者に於けるよりも甚し。獨逸にては其の人民愛國心に富めるを誇ると雖も、佛蘭西に比すれば半にも過ぎざる租稅を納むるを厭ひ居れり、一國人民の愛國心は全く其の國の富力財力の度に由ること勘からざるを知るべし。又た昔佛蘭西にては國有財產より入る收入の赤かく多きは全く政府が多く往古よりの耕作地を所有し、且つ其の鐵道大抵國有なるが故なり。

上來余は人民の收入と一國の收入との關係を說きたるが、之に由つて讀者は一國が如何ほどまで人民の收入を收め得るかは原則として定め得るものに非ず、唯だ實際上政治經濟の關係によりて定まるものたるを下せしならん。

第一編 私經濟的收入論

第一章 總說

既に説けるが如く國家の私經濟的收入は國家の財産及び國家の營む農商工業より入る收入にして之を管理し又は營業するに當りては一個人と等しく經濟社會に於ける彼の需要供給の原則に支配さる、を免かれずして其の他の收入並びに營業とは全く法律上の基礎を異にせり。前者の場合に於ては國家と雖も法律上の特權及び便利に至りては殆んど之を享有せず、只だ財產上の利益を目的として所謂最少の費用を以て最多の收入を得んと勤むるものなり。蓋し公經濟的收入にありては其の營業上の收入足らずして他の種類の收入を以て之を補はざるべからざる場合に於ては其の不足たる即ち國家の經費なれども私經濟的の事業によりて生ずる收入の不足は國家の經費には非ずして營業上の損失なり。兩者種類の異なるに由り其の結果も亦た同じからざるを見るべし。

國家の私經濟的收入の重なる者は(一)其所有の耕作地より生ずるもの(二)國家が從來歴史的關係によりて人民の土地を利用する権利あるによりて生ずるもの(即

ち地役權より生ずる收入等)(三)鐵山冶金所、製造場及び商業より入るもの等是なり。茲に商業といふは貨幣銀行に關する國家の經濟的製作より入るものにして、現今に於ては財政上素より大切のものにはあらず。此は後に詳説する所あらん。從來經濟學者の説く所に由れば此等の收入は國家の當然の收入とは看做されず、此等の營業は宜しく一個人に屬せしむべしとして英國派の經濟學者は皆之に唱和せり。但し獨逸に於ては之に反對せる經濟學者尙からず。抑も英國經濟學説が最も盛んに行はれて之に屬せざるものは殆んど經濟學者視せられる時に當り猶ほ其の必要を説きたるは普魯西の統計學者たるホフマン(租稅論、貨幣論、工業製作論等の著ありて有名なり)なり。爾後有名なる經濟學者は多少之と其説を同ふして絶對的に國家の私經濟的收入を贊成せず。スタイン言へることあり曰く『國有土地は之を農務省の管轄に委ね種々の特權より生ずる收入は商務省に委ね、而して專賣より生ずる收入は大藏省の管轄に歸す可し』と。是れ蓋し此の意に出づるなり。元來スタイルは非常なる卓見を有すると共に非常なる謬誤をも有せし人物なるが此の説の如き極めて當を得たるものと謂ふ可し。

從來私經濟的收入と云へは山林鐵道等より入る種々の收入をも含蓄せしむるを常とし殊に大家ワグチルの如き然かり。其の理由とする所を見るに一たび資本を投して鐵道等を建設せば國家は利益の外に資本償却の基金をも得さる可らず、謂はレ利益も收め資本も償はざるべからざるが故に私人の營業と毫も異なる所なしと云ふにあり。然れども是れ單に收支の上より下したる見解にして國家は己の利益を營む外に公利公益を計るを以て其の目的とせることを忘れたる者と云はざる可らず。鐵道を國有にするの點既に私經濟的と云ふ可らざるにあらず。

第一章 官有土地

官有土地の多少は各國政治上の歴史によりて異なれり。我が國封建の世にありては土地は悉く諸藩主の所有に屬せるの傾向ありしが明治維新の革命によりて國家は其の所有山林の外耕地に至りては殆んど之を人民に賦與したり。即ち明治元年十二月の布告拜領地并びに社地除地の外村々の土地地面は總べて百姓の所有たる可し)によりて耕作地は悉く農民の所有に歸せり。

英國に於ては彼の薔薇戦争(War of roses)によりて貴族名門の重なる者は大抵滅亡して其の土地財産は多く王室の有に歸せしが其の後復た之を貴族に分與し或は政治上の費用を支辨するが爲めに拂下の方法を探りたるが故に現今に至りては官有土地は甚だ尠く山林より入る者を合せて僅かに五百萬圓程の收入あるのみ。之に反して獨逸聯邦中の普魯西に至りては其の農民の使用耕作したる土地は大抵政府若くは王室の有に歸せしか故に其の所有するもの今尙ほ多く官有土地より入るもの凡そ二千七百三千マーレ、山林より入るもの凡そ三千万マーレあり。蓋し獨逸に於ては封建武士の所有土地は現今私有土地となりしも王公侯伯か貸貸して小作料を納めたる土地は或は國有に歸し或はその私有に歸し必ずしも一樣ならず尤も獨逸に於ける國有土地は極めて多し。而して獨逸の東方に於ける農民は皆征服されたる者なるが故に農民は土地所有者にあらず爲めに政府の所有地稍多しとす。之を要するに官有土地の他種類の官有財產と異なる點は固定財產にして其の收入たる政治上の費用に支辨さるゝにあり。

官有土地を維持して將來國家は此の財源によりて其の經費を支辨す可きかと云

ふ問題は必ずしも至難の事にあらず。一言以て之を蔽へば現今經濟社會の組織上官有土地より生ずる收入は財政上緊切且つ必要なるにはあらず、只だ歴史上の遺物たるに過ぎざるなり。然かも直に速断して之を棄てんとするは誤れりと謂はざる可らず、今其の理由の重なるものを擧ぐれば左の如し。

第一、世襲君主國にありては政治上の強固を保つ爲めに之を有するの必要あり。曰く『若し一國の君主にして毎年議會の協賛を経ざる可らざる租稅に依りて其の經費を支辨するときは皇室は年々議會よりの攻撃の焦點となるの嫌ひあり、殊に皇室費の如きは議會の制限を受けざる財産より入る收入を以て之を支辨する方君主の尊嚴を維持するの利あり』と。

第二、土地に對する國家の管理は一個人の管理に比して收入を生ずること必ずしも少しきに非ず。

第三、經濟上の發達に従ひて官有土地より生ずる收入は年々増加するの傾向あり。彼のワカードの小作料説によるに『一國の人口漸く増加するに従つて收入も亦増加するは疑を容れず、此の時に當り國家が其の所有土地を賣却するは策の得

たるものにあらざるべし』と。千五百年頃より政治上商業上の變遷に従ひて土地の必要増加し地價著るく騰貴せるを見れば此説たる毫も怪むに足らずと雖も是を以て常經となすべからず。

第四、農業の改良を計る爲めに國家は其の所有土地に於て農政上模範農政を行ふの必要あり。例へば近年全國を分て農區を設け一區内に農事試驗場を設くるか如きを見れば官有土地必ずしも無用ならざるべし。

第五、社會の變遷に従ひて小農兼併の弊を生じて一國の基礎たるべき農民の減少することは歐洲各國殊に獨逸等の患ふる所なり。此の場合に於て政府は其の所有土地を賣却して土地所有者を作るの必要あるは獨逸一派の經濟學者政治家等の唱ふる所なり。

右は官有土地を保存するの重なる理由にして就中第三と第五とは最も有力なりとす。然るに又之を非とする有力なる經濟上の理由なきにあらず。蓋し中世以前に於て各國の收入は殆んど官有土地より生じたり。而して學理上之を非難したるはモンテスキューに始まり、續でアダム・スミス出で放任主義を唱へて盛んに

土地官有の弊を論じたり。其の理由とする所は

- 第一。官有土地より生ずる利益は私有の土地に比して少なし、即ち國家は土地を管理耕作するに必要な熟練及び注意を欠く。
- 第二。官有土地を保存するよりは之を賣却して國債を償還し若くは臨時経費に充つる方遙に勝りたり。
- 第三。國家が巨大なる土地を所有して農業に關係すれば却つて一般農民と競争して其の利益を害ふの弊あり。
- 第四。財政上官有土地より生ずる收入は甚だ大ならずして不必要なり。

顧ふに一國の狀態習慣、人民の感情等よりして官有土地を存有するものありと雖も余を以て之を觀るに既に官有土地なるものありとすれば強いて之を賣却して從來の習慣等を破るの必要なきが如し。而して之を管理するの方法如何、請ふ少しく之を説かん。

官有土地の管理に關しては獨り實際家のみならず學者も亦た考慮を費せり。

タインの如きは管理法を別らて財政的管理法、財産的管理法となせり、前者は政府か主としてその所有土地より收入を得るを目的とするが故に其の保存及び改良等に注意せり。之に反して後者は政府が其の官有土地を支配すること恰かも一個人が所有財産を支配すると等しく之が保存改良の點に注意して勤めて其の財源を害はざらんことを計る。是れ即ち詳て歐洲の中世に於て各國政府又は諸侯等か其の土地財産を管理するに當りて遵守したる原則なり。然れども以上述べたるが如く國家が所有土地を管理するに當りて遵守したる原則なり。之を之に加ふるに第三の原則を以てせざるべからず。他なし是れ所謂國家經濟的管理にして實に收入を得るを以て目的とせず、又その財産を保存若くは改良するのみを以て目的とせず、國家の爲めに必要な農業上の利益を計るものなり。之を要するに十九世紀以來官有土地に關する管理法は各國に於て大に變更し詳て王室費若しくは皇室費に相混せしも、今は之を分離して財政官の管轄に歸せしめ、又之を別ちて純粹の耕作地に屬するものは大藏省の管轄に、山林及び鐵山に至りては之を農工務省の管轄に歸せしめたり。是れ近來に於ける變遷の大勢なり。

而して此の分離を馴致せるに與りて力ありしは彼の現今農學の父と稱せられたる著名なる獨逸の農學者テールなり。今を去る七八十年以前英國の如き農業既に著しく進歩せしと雖も此時未だ農學なる者あらざりしなり。然るにテール出でゝ之に關する諸種の事柄を系統的に説明してより農業は始めて一科の學を成しぬ。

官有土地管理法に二種あり。

第一。直接管理法。従時廣く行はれたれども、經濟社會の變遷に従ひて今や漸く不便を感じするに至れり。此の管理法に依りて不都合なき場合は唯だ粗笨(Excessive)若くは極めて高度の農業行はるゝ土地例へは煙草、葡萄等の如き特別の貿易植物を產する土地に於てのみ。其の他の土地殊に集約(Intensive)の農業行はるゝ土地に至りては政府が管理人を備ひ、労働者を使用して自ら農業を營むは一個人の農業に比して利益多しと謂ふ可らず。例へば千町一萬町の土地に於て蒸氣機械等を用ひ大仕掛にて耕作するに當りては一個人がするも政府がするも差して異なる所なしと雖も、北海道に於ける砂糖燕の如く少しく注意を欠くときは其の見込あり。

生産に大なる影響を及ぼす場合に於ては政府の管理は適せず。

第二。貸下法。即ち小作法。土地貸下法に依るときは大約下の三個の利益あるが如し。第一は其の官有土地の收入一定するが故に豫算調製に煩雜を免る。第二は直接管理に必要な官吏及び機關の必要なく從つて財政費用を減ず。第三は經濟上の發達に隨ひ土地產物の價格騰貴するに因り政府は勞せずして收入増加の見込あり。

官有土地を貸下ぐるに土地及び之に附屬せる機械と共に貸下ぐるを名けて一般貸下法と曰ふ。之に反して土地と機械とを分離し或はその土地を更に分割して貸下ぐるを名けて特別貸下法と曰ふ。一般借下法に概して何れの場合にも適せりと雖も大なる土地は一と纏めにして貸下ぐるは弊害渺からず。何となれば借受けたる者更に之を分割して小作人に貸付くるか故に實際小作人は其の恩澤を蒙るを得ずして中間に立つ者が利益を壟斷するの例少からざればなり。また借地年限の點より貸下法を別ちて三種とする。即ち第一は一時貸下法、第二は世襲貸下法、第三は世襲貸下法の一種なれども其小作料を定むる點に於て前者と

大に其の趣を異にし借地人の拂ふ年々の小作料は其の額甚だ高からざるも年々の收穫の状態により收穫著し多きときは一定の割合に依り政府と借受人との間に其の利益を分割するものはない。一時貸下法は世襲貸下法に比して宜しからず。今一時の競争によりて最も高額の小作料を拂ひ得る者に貸下ぐるときは所有監賊農業とて小作人はその高額の小作料を償はんとする。永く其の土地を耕作利用する望なきよりして、土地を粗末に取扱ひ農業上必要な改良手入等を施すことなく、有らん限りの生産力を利用する故に土地を損害すること懲からず。爲めに農民自己に害あるのみならず一般農業の進歩を妨くること少からず之に反して世襲貸下法によれば借受人は土地に對して幾分の権利を有し假令政府の意を以てするも自由に取上ぐるを得ずして只だ借受人の自由になし得ざるは賣買并ひに質人書入等のみ。土地は永く耕作利用し得るが故に時々刻々の必要に應じて適宜の處置を爲し相當の改良を加ふるを以て大に生産の増加を進歩するの効あり。而して第三の方法によれば小作人の利益を剥奪して土地に對する諸般の注意を放擲するの弊を防ぐの利あり。然かのみならず社會の進歩に從

ひ年々土地の收入増加する場合には政府も亦た利益を得るの方便備はれるが故に三者中最良の方法なるべし。

官有土地を政府が自ら管理すると之を貸下ぐるとを問はず、之を管理する行政機關は如何なる性質を帶ぶべきかは一の問題なり。例へば唯だ一個の會計役所として收入を出納するのみを司らしむべきか將た此の出納を司ると共に土地を監督し借受人の良否を判定して爲めに必要な處分を執らしむ可きものなるか或は更に一步を進めて土地を貸下ぐるに當り國家經濟の爲めに所謂農民てふ階級の保護を計るべきかと云ふにあり。昔魯西等に在りては官有土地の收入を取扱ふ役所は第二の法に依り、農業上の利益を保護するに必要な政策は之を關係なき特別の官衙に委ぬるを常とす。

第三章 工業及び商業上の收入

遠き古は知らず現今に於ける國家の財政上工業に關する收入は甚だ微々たる有様なり。抑工業の性質たる國家的事業よりは寧ろ一個人の事業に適せるが故に現今猶ほ之を存するものあるは特別の理由、及び必要あるによるなり。例へば昔

魯西に於ける陶器製造の如き、パリに於ける麥酒製造の如き、本邦に於ける製鐵所の如き皆其國內に於ける工業上の模範を示さんがあつて、其他或は一個人に委ねるときは充分なる利益なきか又は資力足らざる場合、即ち軍器の製造又國有鐵道の存する國にては鐵道に必要な列車レール等の製造及び各種企業に必要な諸器類の製造修繕等は勢ひ國家自ら之を替まるべからざるなり。例へば白耳義政府は三千人の職工を使用して列車レール等の製造に從事せるが如し、工業の收入に比して財政上更に重大なるは商業上の收入にして、主として銀行より入るものとす。蓋し一國の金融を調和し、物價の平均を得せしめ金融上の恐慌を防ぐは、固より國家の當さに勉むべき義務なるべし。是を以て中央銀行は國立たるべきか將た私立たるべきかは、財政上的一大問題なり。露西亞の如きは露西亞帝國銀行ありて、その財産は悉く政府の所有に屬せり。獨逸に於ける獨逸帝國銀行は恰かも半官半民の形ありて、其財産の殆んど一割は政府の所有に屬せり。而して昔魯西は曾て外國との商業を發達せしめんが爲めに、今より百年前千七百万圓程の資本を以て、海上商賣銀行なるものを設立して、政府之を有し政府の

國債を發行し且つ之を管理せり。而かも其收入は年々百万圓の多きに及ベり。

之を要するに國家が財政を設けて、巨億の資金を運轉するに當りては、必ず之に必要な機關の存せざる可らざるは云ふを俟たず。之か出納及び融通を圖るには銀行の手に委するを便利とす。寧つて我が國に於て經驗せるが如く、一切の收入支出を擧げて皆大藏省の會計局及び金庫局の管理に委するとせば其の煩に勝えざるのみならず、一國の金融上尠からざる不便あり。何となれば縱令一旦收入するも政府はそれと共に直に支出するの必要なく、一時徒然に之を金庫に藏して用ゐざるとあらん。此時に當りては一國の流動資本を睡らするを同じく爲めに失ふ所の利子は少からず。故に中央銀行に關する問題は財政上國家の會計と暫くも離るべからざるなり。若しその組織宜しきを得ん乎、實に財政の整備を得るのみならず、國家の經濟を利すると大なり。然らば之を官立とすべきか私立にすべきか、固より學者士人の講究を要する問題にして其説一定せず。之を官立とすべき理由は

第一、抑、一國の金融上必要な紙幣の發行に依りて生ずる利益甚だ多し。若し

官立とすればその利益は悉く國家の有となるべし。

第二、經濟社會一般の大勢に若目して金融の調和を謀るとを得。

第三、土地抵當貸附を業とする銀行は農業社會全體の利益を計るのみならず國家の基礎たるべき農民の階級を保護するものなるを以て貸人の利益よりは借人即ち農業者の利益を主とするか故に、官立の方や適せり。

第四、官立を可とする最も勢力ある理由は國家の收入及び支出を管理するに當り、之を私立銀行に委めるより、國家の自ら設くる銀行に於て直接の管理をなすを便利なりといふに在り。

之に次ぎて官立を不可とする理由は

第一、若し政府に於て中央銀行を設立し金融事業に關係すれば、一個私人は殆んど獨立の事業を營むを得ずして、政府の意向によりて左右せらるゝを免れず。

第二、一國の財政とその金融との關係密接に過ぐるを以て、財政官は之を利用して財政を紊亂するの危険を生すべし。其他戰爭等に際し他國が侵入せるとき國有財産なればとて其の爲めに掠奪せらるゝ憂あり。

此の如く官立中央銀行に關する説は可否殆んど相半ばして、直ちに決定すること能はざるが如し。要するに一國財政上の發達並びに經濟社會の事情に因りて判断せざるべからず。現今各國の取れる策略は重もに特權を與へたる私立銀行にして、間、半官半民のもの有り。露西亞に至りては純粹官立にして、亞米利加合衆國にては中央銀行無きか故に大藏省に於て之を司るなり。

之を要するに中央銀行は國立ならざるが通例なり。而して私立を採用すとせば是等の銀行は政府の與ふる特權並ひに之より生ずる利益に對して自ら報酬なからべからず。而して其の報酬の方法たる種々あり。例へば私立中央銀行は國庫に代つて其の出納を司り、或は國庫の爲めに國債の募集及び其の管理を司り或は政府に對して何分かの利子配當をなす事ありて皆各國に於ける實例に照して明なり。或は其の國金融上の發達并びに政府財政の都合によりて其の危急を拯ふために、間、銀行の資本を貸與して之れに對して全く利息を取立てさるも有り。或はかかる場合に際しては僅かの利子を徵集するものも有り。其の期限に至りては一定せざるもあり。或は政府より賦與さる、特權の續く間連續するものも

有り。人若し英蘭銀行の成立ちし所以を見は以て其の一 般を知るに足るべし。蓋し中央銀行が政府金融上の機關となり、其の歳入不足を告げ或は不時の入用あるに際して信用を與ふるは、財政の圓滑を得るに於て必要なり。例へば日清戦争の際俄かに巨額の支出を要したるが如き或は市場の景況國債を募集するに適せずして一時の借入金をなしたるが如き時勢上已むを得ざる所なり。

以上述べたる所と少しく趣を異にするは白耳義の國立銀行バー・デン・ナルヒ、ビュルテンブルヒの紙幣發行銀行及び獨逸の帝國銀行等にして此等の銀行は其の純益の幾分を政府に納む。例へば終りの場合に於ける資本金千二百萬マークは獨逸帝國の所有にして、若し其の帝國銀行の利益四分五厘以上に上る事あらんか其の以上の利益の半ばは政府の收入となり、若し株主の利益配當八分以上に上れば其の利益の四分の三は國庫の有にして僅かに四分の一が株主の配當となる。然れども獨逸帝國銀行の營業は常に縮少的なるが故に多分の利益は之れ無きなり。

第二編 公經濟的收入

第一章 總論

余は既に私經濟的收入を説き了りたれば、是より進んで公經濟的收入を論ぜんとするに當り、先づ其の必要を感じるは公經濟的收入が果して如何なる意味を有するかといふことはなり。蓋し公經濟的收入は元と二語より成れり。即ち公及び經濟にして公と云へば、嘗つて言へる如く或は國家若くは地方共同體の財産或は特權に關係あるとを意味し、一個人若くは一階級人民の私有たらずして其の利益が多數人民に關係され居る者をいふ。而して經濟とは豫め一定の方針によりて有形上の利益の爲めに收入及び支出を計算し以て財物を取扱ふ行爲を云ふ。故に公經濟的と云へば、必ずや公益の爲めに企てられたる收支上の行爲にして其の事たる國家若くは地方共同體に關係を有するを以て公經濟的收入は公益の爲めに、國家の政務を行ふに必要な材料に外ならざるなり。

今前に論する經濟は通常謂ふ所の經濟とは少しく異にして其重なる點三つ有り。
 豊じめ即ち(一)收入と支出を一定の計算によりて計ること(二)豫め收入と支出と

を眼前に置くこと(三)公益の爲めに得ることはれなり。若し君主宰相等之を以て私利を營むの具に供せば最早公經濟的收入に非ず而して收入は豫め一定の方規によりて獲得せられ安りに營利上の關係の左右する所とならず。

公經濟的及び私經濟的收入の異なる點四あり。第一。公經濟的收入の價格即ち收入の標準となるべきものはかの需要供給上に於ける競争によりて定まらずと雖も私經濟的收入は之に反して需要供給の原則によりて定まる。例へば私經濟的收入中の土地借下料或は政府の生産したる貨物等の價値は競争的價値に外ならず。然るに手數料或は租稅等は競争の範圍外に存し獨り政府若は地方共同體の意見を以て定むるなり。故に前者に於ては收入の標準は相互間に於ける合意に依りて成るも後者に於ては單に一方の意見のみによりて定まる。第二。公經濟的收入に伴ふ國家の行爲若くは事業は常に特占の性質を帶ぶるも私經濟的收入に伴ふ事業は全く競争的のものなり。第三。公經濟的收入は公益の爲めに國家の收入する所なるが、私經濟的收入は之に反し、國家が一の財産所有者として其の私利の爲めに得る所なり。第四。姑らく歴史上の發達より以上二種の收入を論ぜんか其由

來する所の經濟上の組織を異にせり。抑公經濟收入は嘗て歐洲の中世若くは我が日本に行はれたる族制及び封建の制度に起因し其由て来る甚だ遠し。然るに私經濟的收入に至ては近世發達せる自由競争的の經濟組織と相伴へり。

第二章 手數料

第一節 手數料の意義及公性質

公經濟的收入の重なる者は租稅并に手數料にして二者等しく國家の意見に依りて其人民に賦課し以て徵收するものなり。されども細かに其の性質を觀察するときは、自ら相異なる所あるを見ん。獨逸經濟學者ラウ始めて租稅及び手數料の區別をなせしが近年に及びては、唯に理論上のみならず實際上亦其必要を感じずんばあらず今左に手數料の定義を下さん。

手數料とは國家或は地方自治體の勞費に對する特別の報酬にして其の勞費を請求し或は之を煩はしたる者あるに際して國家及び地方自治體は其の多少に隨ひて、自ら之が程度を定むるものを云ふ。

以上の定義に依りて之を見れば手數料の意義を定むるに必要な要索三あり即

ち左の如し。

六二

(一) 手數料は特別の報酬たること

(二) 國家若しくは地方共同體の勞費を請求し或は之を煩はすこと

(三) 報酬の額は其勞費の多少に従ひ國家若しくは地方共同體か其意志を以て任意にこれが程度を定むること

人或は大體の上より觀察して手數料も亦た租稅と同様に公經濟的收入にして何れも國家の行政(廣義に謂へば)政治に必要なる費用を辨するものなれば強いてこれが區別を立つるの必要なしと論するものあり。彼の經濟學者中獨逸のケッテン大學の教授コウン氏の如きは殆んど之を同一視し縦令手數料と云ふ名目を存するも之を目すると恰も一種の租稅と異なるとなし。然れどもこの見解はもと現今に於ける國家の性質殊に或る一種の國家行為の性質を深く窮めざるに歸するものと謂はざるべからず。蓋し國家の行為中にて常に盡く人民全體の幸福及び利益を目的とするものあり。又これに反して或る國家行為は縦令國家の成立上必要なも其直接の影響は一箇人にのみ及ぼすものあり。換言すれば此種に

屬する國家の行為は直に人民全體と云ふよりも寧ろ一箇人の利益を計るものなり。又或る種類の國家の行為は公共の爲めに執行せられ或は國家の機關は又公共の爲め維持せられざる可らざるもの之を要するもの甚だ稀なるとあり。故に國家は之を設け或は之を行ふる之れに關する全體の經費を負擔するは却つて實際上便利ならざるを以て之を要求する一箇人をして之が負擔を分担しむる必要あり。これ即ち手數料が租稅と異なる所以にして又必要な所以なりとす。

以上述べたる如く手數料は一個人が國家或は地方共同體に對して煩はす勞費の多少によりて定まるが其勞費なる言語の解釋によりて自ら異なるとなきを得ず。其最も普通なるは實際一個人が國家或は地方共同體に對して要求し又は煩はしたる貨幣の高なり。此原則に従へば若し一個人にして國家に對し一圓を要する手數料を要求すれば一圓の手數料を納めしむるわけなり。故に其法は最も簡單にして從ふて來るべき困難とてこれあらず。然れども財政上の正理に基きて之を觀察するときは必ずしもかかる單純なる標準にのみよるとを得ざる場合あり。例へば一個人が國家或は地方共同體に對して煩はす手數及び費用は同一なりと

するも一個人が之より得る利益換算すれば一個人が之に對して感ずる價格に至りては全く異なるとあり。之を以て財政上の正理に關する目的を達すると共に又國家財政上の便利を得る爲めに以上述べたる特別の場合を斟酌考慮する必要あり。例へば公正證書を作るに百圓の證書を作るも百萬圓の證書を作るも其手數に於ては同じと雖其利益即ち百圓に對するも百萬圓に對するとの一個人の感ずる利益(即ち價格)に至りては兩者自ら相異れり。

故に手數料は普通報酬の性質を帶ぶるも或る場合に於ては右の標準以外に一の標準を求むることあり之を稱して特別的の報酬の要素と云ふ。この標準に従へば手數料は國家若しくは地方共同體の費したる實費等に據らずして其事務或は手數の價格に據るなり之を以てかゝる場合に於ては自ら手數料の性質を失はんとする傾向なきを得す。何となれば一たび此標準を採用すれば彼の定義中に述べたる勞費の多少に従ひて手數料の額を定むることを得ざるが故なり。若し此標準に従ふこと愈々多ければ愈々手數料の性質を失ふ所以にして遂には租稅と區別することを得ざるに至る。これ或る學者等が手數料と租稅とを區別する必

要なりと云ふ所以なり。而して或る學者は手數料にして實費以上に昇るときは其手數料たる最早手數料にあらずして租稅なりと云ふ。併しながら余は必ずしも一概にしか論ずるを得ずと信するなり。如何となれば租稅と雖も必ずしも常に唯だ國家の收入を得ると云ふ目的のみにあらずして他の目的の附着して居るが如きこと有ると同じく手數料に於ても又た他の目的他の性質を有せしむるも左程不都合にはあらざるべきを以てなり。この故に手數料の額にして實費以上に昇り或は一箇人が國家及び地方共同體より享る利益の價格以上に昇るとあるも直ちに之を租稅と名づくるを要せざるなり。何となれば此場合に於て手數料の額を増加するはもとこれ人民の風習を匡正し又は非常に國家或は地方共同體の労費を請求するを防がんが爲めなればなり。例へば國家が裁判所を設けて権利義務の争を判決するに當りて若し之が経費を濫用するに當りて若し適當の手數料を徵收せんば無益に之を濫用するとあるは火を暗るより明なり。以上説ける所によりて手數料の私經濟的收入と異なることは明なり。而し

て其租税と異なる點に於ては租税の章を説くに當りて詳細に之れを論述すべし。唯た茲に諸君の注意を煩はすべき事は等しく收入を得る國家行政上の行為とはいへども自ら區別あるの一事なり。一は一般行政上の行為にして此種類に屬する國家の行為は其因りて來たる所甚だ古し。一は國家の行政と離れざるものを行ふ官衙は純粹なる行政上の官衙に非すして或特別なる經濟的事務を行ふ者なり而して其發達たる近世にある者とす。例へば交通に係りたる國家の行為の如し。此兩者にて前者の收入は手數料なれども後者の收入は通常手數料と稱する者あれども其性質に至つては必ずしも同じからざるなり。こは後に悉しく論せん。

第二章 手數料の種類及び管理

手數料を大別して司法上の手數料と行政上の手數料との二とす。

第一 司法上の手數料

司法上の手數料は法律の解釋又は裁判等より生ずる勞費に對する報酬にして之を分ちて二とす。

(甲) 訴訟上の手數料

所謂訴訟上の手數料とは一個人の身軀殊に人權及び財產權を保護するを以て目的とする國家司法上の行為に對して一個人の納むるものなり。其額に至りては訴訟事件の大小難易及び其種類裁判所の階級、訴訟事件の範圍等によりて多少あります。

(乙) 隨意的司法手數料

蓋し訴訟上の手數料にありては苟も事件の生ずるや關係者の欲すると否とを問はず皆等しく之を納めざるべからず故に強行的の性質を帶ぶ。之に反して隨意的手數料に至りては之を納むると否とは關係者の意に任じ事件の起るや關係者若し之を欲せざるときは殊更に官衙の手數を要求するを要せず。例へば財産の登記身分の保證の如きこれなり。隨意的司法手數料は其性質上國家の勞費を煩はずと少なし加之之を煩はす度に至ては事件の大小性質等によりて甚だしき差異なし。而して此の場合に於ける報酬は勞費にして著るしく高きを常とす。故にこの點より觀察すると彼の手數料の原則たる勞費と報酬と相平均すると云ふ主義と必しも相合せざるなり。これ此種の手數料は租税と區別するとの難くし

て登録税若しくは交通税と相近き所以なり。其他隨意的司法手数料と租税と類似する所以は國家が其額を定むるに當り彼の勞費を以て標準とせざ之を納むる人の經濟力を斟酌するとこれなり。例へば登録税の一様たる身分の登記料を見るに(我邦にてはこれを租税として居る故に論はなきも手数料と見做す國なきにあらず)脱漏の弊を防がん爲めに負者の負擔を免除し或は輕減することあり。蓋し租税は之を賦課徵收するに當り負擔者の經濟力を斟酌すること必要にして手数料は其本分の性質上全く之に注意するを要せず、これ租税と區別する第二の切要なる點なりとす。

第二、行政上の手数料

盖し司法上手数料なるものは關係者の利益を保護するを以て目的とするものなるか其他に又主として公利公安に關する直接の目的を有つとあり。行政上の手数料は之に反して此場合に生ずる國家の勞費は直接間接にも當該者の私利を保護するを以て其最要目的とす。是司法上の手数料と行政上の手数料と異なる所以なり。

行政上の手数料を別ちて一般行政上の手数料と特別行政上の手数料とす。

若し同一の事柄が凡ての行政上に生ずるに當り之に對して手数料を徵收すとせば其手数料たる總ての行政上に普通なるを以て稱して一般行政上の手数料と云ひ之に反して或る特種の行政上ののみに附着せる手数料を特別行政上の手数料と云ふ。一般行政上の手数料の重なるものは試験料の如きものなり。此種類に屬する行政上の手数料は特別行政上の手数料に比すれば其必要甚だ少し。之に反して特別行政上の手数料は其種類範囲甚だ廣し。例へば外務省の或る事務に附帯せるもの即ち彼の旅行免許又は海外に行くとき其身分を保證する手数料など又は内務省の行政事務に附帯せるもの例へば衛生の手数料、労働者保険の手数料の如きもの其他製造上の監督數器機の數等皆之に屬す。

手数料徵收法を分ちて二とす。

- (一) 印紙徵收法
- (二) 直接徵收法即ちこれなり。

第一、印紙徵收法

これは其費用最も少なくして簡便なる徵收方法なり。之を行ふに便利なる場合は

手數料の額及び之を計算する法單純にして一定の標準に従ひ誰も容易に之を計算し得る場合なりとす。而して此法を用ふれば之を納むる人各自に計算する義務ありて國家は唯だ印紙を拂ひ下ぐるの勞あるのみなるが故に従ひて財政上の整理容易にして會計上の煩雜を招くの恐れなし。されども人間は必ずしも常に誤りなきを保せず殊に公共に對する人民の道德心未だ進歩せざるが爲め詐欺を行ふの弊あるを以て之を防きて國庫に損害を被らざしめんとせば實に監督をするのみならず之に附隨する罰則を要す。

第二、直接徵收法

直接徵收法は常に主として特別行政上の手數料に採用せらるゝが手數料の性質上普通の性質を帶びずして個人的性質を帶ぶるものに至りては此徵收法を用ひざるべからず、故に手數料の計算は困難なるか或は手數料の性質が租稅に近くして負擔者の經濟力を斟酌する場合など多きに於ては最も之を用ふるに利あり。蓋しこの徵收法によれば自ら誤脱を防ぎ手數料の率をして精確ならしむるのみならず、彼の印紙徵收法に缺くべからざる監督或は罰則の必要なし、加之徵收上官

吏は負擔者と密接の關係を有するか故に手數料が人民に及ぼす影響則ち利害得失を考察する便利あり唯だ直接收法の缺點は之が爲めに必要な機關及び官吏を要する故に國家の經費を増加するの弊あるは止むを得ざるなり

第四章 租稅總論

租稅なる學語の由來種々ありて各國多くは其の起因發達及び性質を同ふせず、故に其原意を推究すれば租稅なる語は或は國家が財政權を使用して人民の貢獻を命令賦課するの意義に原づく場合も有り、或は國家が租稅を徵收するに當りて其の財源たるべき稅源を計る標準に胚胎する場合も有り或は人民即ち社會を成せる人員か其の社會を維持するに必要な材料方法を供すといふ事實に溯源する場合もあり。我が皇國にありては上世の頃租稅を徵收するといふ事は人民を支配すると同一の意義に解せられたるとありき。降ては租稅を形容し表はすに力即ち現今の語を以て言へば生産力なる語を以てせり。租稅の起因に種々有ること此の如し、而して此の如く租稅の起因に種々あるを見て人或は租稅は唯だ財政歴史上に於ける一時の現象に過ぎずして財政の絶對的要素に非すと云ふ者あるに

至れるも是れ社會の組織構造異なるが爲めにして、夫の國家經濟並びに人民經濟上の生活、或は一國に於ける自由又は權利に關する思想の進歩、其他財政の有様等は皆以上の差異を生ずるに與りて力有る者なり。例へば自由の思想發達せず財產權安全ならざる國に於ては通常農民即ち土地耕作者の負擔となるべき地租最も多く行はれたるもの之に反して農民か自由獨立の特權を有せる國に於ては却つて財產稅の制度發達せるが如し、又經濟社會の組織異なるに従つて租稅制度に差異を生するは嘗て首めに説きたる國家等の收入に差異あるを見るも直に其一般を知り得べし。然り而して一國にて於ける財政の關係は租稅制度の始めに測れば其の原因に至大の影響を及ぼすは歐洲諸國の現象に照らしても明かなり。若し財政上の需要急劇にして尋常の手段を以て之を支ふると能はざるときは遂にはあらゆる財源を驅り盡し翻て人民經濟上の利害等に至りては殆んど之を等閑視すると伊太利の如くなるべし。

抑も以上説きたる三原因は各國の租稅制度の由來發達に關して多少の影響を有せしは明なりと雖も就中至大の關係を有せしは第一の原因なり。夫の租稅の原因に種々あるが如く亞細亞諸國と歐洲諸國と其の租稅制度に霄壤の差有るは、蓋し之か爲めならん歟。

既に説きたる如く自由思想の發達せし國に在りては財產權も發達せるに反し自由思想の發達せざる國に在りては重もに農民の負擔となる地租盛に行はれたり。例へば現今印度政府の收入は大抵地租より成るを見ても明なり日本支那ベルシヤ等の往昔は皆然ざるはなし、然るに歐洲諸國の有様を觀るに勿論地租は主要の部分を占めしも其他尙ほ種々の收入有りて就中海關稅等は直接稅に先ちて已に十二世紀の頃より漸く行はれたり。按するに東洋にては人民の政治上の權利及財產權は毫も認められず不動產の所有權の如きは果して孰れに屬せしやを辨する能はざるに反し歐洲諸國にては土地の所有權は確に自由農民に屬し帝王の權力を以てすと雖も容易に侵す能はす故に土地は農民の有にして其財產權は法律を以て保護せられたりしかば假令國家政府に急あるも妄りに地租を請求するを得ざりしなり。夫れ土地財產を以て神聖侵す可らずせば其の結果地租を亂歎するを得ざるに至るや明かなり、何となれば地租にして過重なる時は遂に土地財

産の幾分を侵すに至ればなり。斯く地租を漫りに徵收し得ざる代りに所謂財產稅起りて自由の祖國と稱せられたりシスイツラント、之に接近せるヴェルデンブルヒ・バーデンの一部等には古より行はれたり。之に反して獨逸の東方諸州にては財產稅無くして地租有り、是れスイツラントの農民は往古より自由民にして自由農民は租稅を負擔せすと云ふ政治上の思想普及したりしかば土地に租稅を課せらるゝは即自由を傷けらるゝなりと云ふ觀念一般に行はれたるを以て後世租稅の必用起るに際し已むを得ず財產にとりたるも之に反し東方諸州は元と征服せられたる邦國にして其人民は征服せられたる民なるを以て兩地方の差異を生せるなり。

要するに租稅の起因の差異は第一治者被治者の權力問題に歸着し次に經濟上の發達財產上の事情等に歸するなり。更に進んで租稅の定義を述べんに、租稅とは公益の爲め財產權に依り賦課徵收せらるゝ國家并びに公共團體の一般收入にして報酬の性質を帶びざるものと云ふ。

以上の定義に就きそが要素を擧ぐれば

第一。租稅は公益の爲めに徵收せらる。蓋し租稅の目的は所謂公益の爲めにして若し一個私人或は一地方或は一階級に屬する人民の利益の爲めに徵收使用せらるゝに於ては其性質に於て欠くる所ありと云はざる可らず。往昔政治家が自己の欲望を満たさんが爲めに租稅を取り立て又た君主が後宮の爲めに租稅を賦課したると有りと雖も是皆な租稅の本性に戻れり。現今最も患ふべきは一地方又は特殊なる一階級の利益を謀らんが爲めに租稅を取り立て或は之れを放擲する事なり。

第二。租稅は財政權に依りて徵收せらる。財政權なる語は其の意味稍曖昧にして國法學者中之を論ぜざる者少からず。而して此の語を使用したるは中世以後王侯の財產管理に任じたる學者なり。此時に當りては彼等は唯だ王侯の收入を増加するを以て唯一の目的となし財產なる語を以て餘財を集積するの意に用ゐたる程なれば彼等の斐用せし財產權なる語を以て直に現今の財政上に適用するを得ず。近世之を使用せるは(今より四五十年前)普魯西の國法學者クリューベル(Kliüber)にして又た近年スタイン、ワグナール等も未だ其の意義を明かには説かざれ

ども常に之を使用せり。ホフマン嘗つて言へる有り曰く『何人が租税を拂はざる可らざるを定むるは獨り國家相當の權限に存す』と。蓋し是の謂ひなり。由是觀之租税を徵收する權利は國家固有の權利なるが如く然り、是れ國家の存亡は一に之に存するを以てなり。而かもそを使用する方法に至りては必しも同じからず。立君獨裁政治の國に在りては君主又は其の代表者が隨意に使用すればも立憲國に於ては常に立法的に使用す。

第三。租税は國家の賦課徵收する所なり。抑も現今租税の性質を觀察するに入民自ら之を承認する形跡有り。是を以て租税は治者被治者との合意に成ると言ふ者あれども、此の如きは租税の本質を誤解せる者なり。租税は人民の承認あると否とに關せず、國家が財政權に據り其の人民に賦課し而して徵收するものなり。第四。租税は國家又は他の公共團體の一般收入なり。換言すれば國家一般の政費を辨する爲めの收入なり。蓋し國家及び他の公共團體には租税の外種々の收入有りて或は其の財産より入る者あり或は其の營業より入る者あり此れ等の收入にして若し此等の經費を辨じ盡して尙ほ餘り有るに於ては所謂國家一般の經

費に充てらるれどもそは固より僅少なるが故に國家は此等の收入のみを以て足れりとせす一般政治の經費を辨すべき他の收入無かる可からず、租税即ち是れなり。之を徵收するに當りて未だ始めより支途定まらずして一般政治上の經費を辨するを以て目的とす。

第四。租税は報酬の性質を帶びず。租税の起因たる元と治者と被治者との合意に基かざるが故に人民が國家等より受くる報酬に非ざるや知るべし。實て財政上の正理は私經濟社會に於ける正理とは異なれりと云ひしは此の謂ひなり。

第五章 租税の素因

租税の定義に依れば租税は公益の爲めなり、而して公益とは既に言へるが如く重要緊急の性質を備へて之に關係を有する人民の數が多人數なるのみならず尙ほ且其の人数一定せず唯國家又は社會に對して重要な關係を有し而して其利益たる特別の利益ならざるものなり。故に嘗つて經濟學者の唱へし放任主義の結果たる利己心に胚胎する私利私益とは正反対の意味を有するや明かなり。人若し利己心又は放任主義に由りて財政上の現象を説明せんと欲すれば人民及

次國家との關係を目して恰かも私經濟社會に於ける個人間の關係と同一視せざるべからず。換言すれば國家及び之を構成せる人民の關係に恰かも交通の場合に於けるが如く利益の交換又は價格の交換に因て成立てるなり。

故に國家より人民に對して甲なる價格若くは利益を與ふれば人民も又た之に對して同一の有用を有する乙なる價格を納むべし、是れ嘗て租稅に關する保險說又は强行交換說一の物價說及び享受租の行はれたる所以なり。

是等の租稅原理は皆利益若くは價格の交換を以て基として、租稅は人民が國家等より享くる利益に對して納むる報酬なりとなせども決して然らず。租稅は必ずや公益の爲めに徵收せられ而して公益の由來は國家の生存並に發達といふ事實に存す、而して國家は固より契約等によりて存在せず。之に反して國家の存在は先づ絕對的に其必要を認められ次に之を認めたる國民は其生存維持に必要な方法を講じ又材料を與ふるの義務を負ふ。

之を要するに租稅は人民がその國家をして生存維持、發達せしめんが爲めに負ふ所の經濟上の犠牲なるを以て通常經濟社會に於ける交換に關する原理を以て之

を説明するを得ず。然れども一步を退ひて考ふれば必ずしも租稅を以て經濟上の一現象と爲すを得ずと云ふにあらず、人民が國家に租稅を納むるに當りては亦た經濟社會に於て屢々起る所の價格の移轉あり。然れども兩者自ら其趣を異にせり、即ち一方に於ては相互の間に格價の移轉あるも租稅の場合にありては唯人民より國家に價格を移轉するのみ。即ちその移轉は一方にのみ限らる。故に之れに對しては人民は經濟上の報酬を望むを得ざること言ふを俟たず。然らば則ち租稅に對して人民は如何なる者を受取るかと云ふに詮じつむれば租稅が經濟社會に及ぼす効能に關連して説かざるべからず。チーストリヤの學者ローレンス、ポンスタイン之を稱して租稅の復生產的作用と稱せり。所謂復生產的作用とは將來に於ける生産に必用なる條件を造り出すを云ふなり。蓋し租稅の經濟社會に及ぼす影響に至りては其直に生産を助成する者甚だ少なく之に反して將來に於ける人民の生産の爲め必要なる條件を作り出し、又は之を備ふるの効用に至りては實に莫大なり。故に國家が租稅を使用するに當りては勤めて此點に注意せざるべかす。曾て租稅は公益の爲めに徵收せらるゝ謂ひし經濟上の理由爰に

存せん乎。

八〇

第六章 稟稅に關する術語

租稅に關する原理の進歩して次第に繁雜なるに及び之に關する術語も亦た自から増加せざるを得ざるは自然の勢なり。凡そ學語の効用は僅少の言葉を以て多くの味意を顯し且つ精美なる理論を説明して明載なるにあり。今其尤も主要なるものを擧れば大略左の如し。

第一。稅源并に租稅の物件、稅源とは財物又は價格の集合體にして人若し租稅を納めんとするべく之に充つ可きもの、依て生する財源なりとす。租稅の物件とは之に反して租稅を賦課するに當て之が賦課の標準となる可きものを云ふ。例へば家屋稅の場合に於ける租稅の物體は家屋なり、地租の場合に在ては一定の廣さを有する土地たるが如し。然るに此等の場合に於て其稅源は必しも家屋又は土地に非すして或は之より生する收入然らざれば其の所有者の有せる財產なる事あり。租稅の物體は國家と人民との中間に在りて租稅を納むべき義務を生ぜしむるに存するを以て或は之を解して租稅を拂ふ可き事實又は條件と見做すことなきにしも非す。

第二。租稅の主體とは法律の規定に從て租稅を拂ふ人を云ふ此場合に於ては法人其他租稅法律の認めて以て租稅を納めざる可らずとなすものは悉く之に屬す。租稅に於て租稅の主體と物體とは異なるを常とせるが間々同一なる場合なきにしも非す例へば人頭稅の如き是なり。

第三。租稅の納者及び負擔者、租稅の納者は法律の定むる所に從ひて之を納めざる可らざる義務を有せる者なり故に租稅の主體と異なることなし。之に反して租稅の負擔者と云ふは唯之を納むるに止らすして實際其財産又は所得の一部を割て以て之を支拂ふものを云ふ或は又之を納めずして一時租稅納者の納めたものを負擔することあり。此の二學語は直接稅間接稅の區分を論し或は租稅の公平を期すに當り其の負擔の何れに歸着するやを窮むるに當て欠く可らざるなり。而して或る種類の租稅に在りては納者及び負擔者同一とす例へば地稅所得稅の如き是なり。之に反して或る種類の租稅に在りては納者及び負擔者其人を異にす例へば酒稅に於て其造石稅を納むるは酒造家にして實際之を負擔す

る人は酒造家に非すして購買者又は消費者たるが如し。

第四。租税の單位及び稅步 租税の單位とは數或は重量に於て定められ而して納稅額を計算するに當り其發端となるものなり。例へば本邦の所得稅法によれば其最も下級の所得たる三百圓は即ち所得稅の單位なり。大凡所得稅を負擔する者ありて其幾何を負擔すべきかは三百圓を基礎として計量さるゝなり。之に反して租步とは租税の單位より租税として徵せらるゝ額又は割合を云ふ。今前と等しく所得稅に依つて之を説明せんに租稅尺は三百圓の負擔すべき租税たる其百分の一たるべきなり

此場合に於ける稅步は所謂割合なるが他種類の租稅例へば人頭稅等にありては割合には非すして單に稅額を指すことあり。

第五。租稅臺帳及び稅率 索に謂ふ所の臺帳とは本邦の地租條例より假り來りたる言葉なりと雖も余の之を用ふるは唯地租のみに限らず夫の物稅と稱せらるゝ租稅に就きて租稅の物體、主體、稅尺等を記載せられたる臺帳を指す也。凡そ臺帳制度と稱するものは消費稅又は間接稅等の場合に用ゐられずして租稅の物體

たるべきものが確定せられたる場合に用ゐらる。

稅率とは同種の租稅に屬する多くの租稅物體に就き其單位並に稅步を記載せる官衙の記錄なり。例へば酒造稅の例に依るに當該官衙は造石に關する租稅の單位稅步又は租稅の主體を錄載せる帳簿を具へざるを得ざるべし。何が故に是等の記錄を臺帳と區別するやと云ふに臺帳の場合に於ては租稅の物體は豫め確定せらるゝも屢々收稅官の検定等をしてして其物體を定むるにあらず稅率の場合に於ては租稅の單位並に稅步主となる故に之を記錄と稱するよりは寧ろ表と稱するに如かず。人若し明かなる例を知らんと欲せば關稅法に關する國定稅率を見なば其一斑を窺うに足らん歟。

第七章 租稅の區分及び租稅制度

從來租稅を論するもの種々の區分法を採用せるが其最も古くして且つ普通なるは直接稅及び間接稅の區分なりとす。或は租稅の物體を標準として之が區分をなさんとするものあり或は租稅の賦課法を主とするものあり。亦頃日直接稅及び間接稅の區分明瞭ならざるを以て全く之を廢せんとするものあるに至る。

然れども直接及び間接なる税目はその山て来る所甚だ遠く從て多人の記憶に没入せるのみならず、各國現行の租税法も亦た之を採用するもの多きを以て實際上大なる關係を有せり。是れ即ち租税を論するに當て直接及び間接なる税目を廢する能はざる所以なり復た翻て理論上より直接間接の由て分るゝ所以を考ふるは唯に租税行政上其の賦課徵收支拂及び之に關する租税官衙の組織或は税率の定め方等の故らに異なれるのみならず租税の性質も自ら異なる點なきにしもあらず。余は今暫く之を以て第一の租税區分法と名く。直接税の實體より論すれば其臺帳税と稱せらるゝものと大差なくんばあらず。抑臺帳税とは財産所得の収益等の如く常に變動し易からざるのみならず、或る場合に於ては殆んど確定せらるものを標準として賦課徵收せらるゝ租税を云ふ。此の如く賦課徵收の標準となるべきもの連續存在して規則立ちたる性質を帶ぶるを以て租税の額並に租税の徵收期は豫め確定せらる而して此等の要素又は條件は臺帳に記載せらるゝを常とす。概言すれば直接税は臺帳に從て賦課徵收せらるゝ租税と云ふも大なる不可なけん。例へば地租家屋税の如し、此等の租税は租税として賦課するに當て不可なけん。

其標準となるべき租税の物體即ち土地家屋等は比較的長へに存在して非常の出来事例へば天變地異の有るに非すんば容易に變更せず、又所得収益等を標準として賦課する所得税、収益税は其稅源たるべきものゝ不規則の性質なくして規則正しき收入を與ふるを以て其の租税たる又連續すべきものを標準となすと云ふも不可なきなり。而て此等の租税は皆臺帳に於て其物體及び主體を記載登録せらる。臺帳税の反對は即ち從率税にして通常間接税と稱するものと其實に於て大差なきが如し。例へば經濟上の社會に於ける一時の事件又は現象例へば生産輸入、賣買、相續、譲與、債券の發行と云へるが如き經濟上の事件起るに當て之をば標準として賦課徵收するの租税は從率税にして間接税の實體は又之に外ならず。是を以てその稅額及び稅租の徵收期限は豫め想像し得るに止まり確かに知ること能はざるなり。故に此際に於て租税官の租税行政上爲し得べきこと又なさいべからざることは稅歩又は租税の單位即ち稅率を定め置き以て以上述べたる事件の起るに際して之を應用するに在り。是れ從率税の名の由て生する所以なり。

間接税中最も必要な海關税は輸入又は輸出と云へる經濟的事件起るに際して初めて賦課せらるゝものにして内國消費税の如きも消費又は生産なる現象現はるゝに當て初めて賦課徵收せらる。間々收稅上の便宜よりして變態なきに非ずと雖も未だ從率税の意義を損ふに足らず。

此より進んで更に詳かに直接税間接税の意味を證明せん。蓋し間接税及び直接税の税目は其の由來甚だ遠きが故に之を用ゐたる學者等その時代を異にし其の學派を異にするに從て之が解釋を同うせず。顧ふに諸學派中最も古く直接税なる語を採用して且つ理論上學理上より之が解釋を試みたるは重農學派又は自然學派なり。既に述べたる如く此の學派は單一税を以て其のシステムの大原則とせるが故に凡そ直接税と稱すべきものは只地税に限られたるが如く見做せるは自然の勢なり。是れ理論上學理上より解する者の中に就き最も古き直接税の解釋なるものなり。之に對して間接税を解釋するに當り最も特殊の位置を占むるはカメリリスト派に屬する獨逸の經濟學者なり。初め此等の學者は凡そ間接税たるべきものは亦消費税に屬するを見て其の異なる所以に注目せずして間接税

及び消費税を以て全然同じきものとなせり。蓋し歐洲の中世に於いて經濟社會未だ進歩せず租稅の種類も従つて多からず、凡て間接と稱し得べきものは殆んど消費税に止まる世に當りてかかる見解を有せしは固より怪むに足らず。其の結果は後世に及びて消費税中直接税に屬すべき二三の租稅の猶ほ間接税に含まれたる程なり。例へば住居税從僕税等の如きは嘗て獨逸に於て間接税と見做されたるのみならずケルテンブルヒ王國に於ては今猶ほ大稅を以て間接税と爲せり而して直接税は之に反して財產稅所得稅收益稅等を以て之に屬すと見做せり。」唯に學者の唱道するのみならず各國の租稅法律上實際に行はる、直接税間接税の意義にして以上述べたる處と全く其の趣きを異にせるあり。此義に従へば租稅負擔の點に重きを措き以て間接税及直接税の區別をなすにあり。蓋し租稅を納むるものと租稅の負擔に任するものとか同一の人に屬するときは其租稅たるや直接税なり。之に反して租稅を拂ふものと租稅の負擔に任するものとがその人を異にして先づ租稅を納むる者は法律の定むる所命する所に従つて權宜上一時之を納むるに過ぎずして後日他人をして實際に之を負擔せしむるもの即ち間

接税なるべし。例へば消費品に課する租税の如きは之が製造者又は販賣者先づ之を納むと雖も其の租税の額は其等物品の價の中に加算せられて消費者又は購買者が之を購買消費するに當り其囊中より負擔するが如し故に間接税は租税の負擔者と國家との中間に立つて之を納むる仲人あり之に反して直接税は負擔者たるべきもの自ら之を納むるなり例へば所得税地租等の如し。

以上の意義はその費用せらるゝこと甚だ遠きのみならず又廣く行はれたりと雖も近來租税に關する現象甚だ繁雑に赴くに従つて之が理論も愈々細密となるが故に實際上のみならず學理上に於ても屢不都合を感じるに至れり。今その欠點を擧ぐれば

一。所謂間接税といふものゝ中に於ても租税の性質上租税負擔の移轉を生ぜざるものあり之に反して縱令直接税に屬する租税と雖も間々租税負擔の移轉を見るとなきにあらず。然り而して以上の解釋を採用するものゝ言によれば政府が間接税を施行するに當りては必ずや先づ租税負擔の移轉を目的とするといふに在り。然れども是れ唯だ紙上の空論に過ぎずして縱令法律上之を冀ふと雖も

經濟社會の實情に依れば却つて反対の結果を生することなしとせず。

二。租税負擔の移轉に關する事實は租税に關する特殊の性質にはあらずして唯だ時々の現象たるに過ぎず。されば之を以て租税の區別をなし或は租税の意義を定めんとするは甚だ當を得たるものと云ふ可らず。其の結果管に區別をしてなし難からしむるのみならず遂には其の意義をして曖昧ならしむるに終らん耳。顧ふに直接税及び間接税に付着する租税の性質として最も重要なのは其の負担の移轉が果して有之るや否やの點にあるに非ずして之を納め之を負擔するに當りて其の容易なると否らざるとの一點に在り。例へば所謂間接税の場合に於ては之を納むるものは資本家なるを以て政府が之を徵收するに容易なるのみならず納むるものも甚しき困難を感じ。その之を負擔するは其の消費物使用物を購買するに當りて人民消費の程度を標準として知らす知らすの間に於てするを以て直接税の如く一定の租税期に従つて其の自己に便なると不便なるとを問はず一時に納むるとを要せず。取りも直さず負擔者の便利に従ひ且は其の收入に應じて少しづゝ屢々負擔することを得。所謂人民經濟上の便宜に従ひ一時に多く

負擔せしめず少しつゝ屢々負担せしむることこそ間接税の最大長所なれ。論じて茲に至る租税負担の移轉する事實は彼に比しても其要を失ふと云ふも不可たるなけむ。

此の如く單に租税の負担に着目して下したる直接税并に間接税の意義は必ずしも常に完全なりと云ふを得す。然れども亦た取るべきの點少がらず。即ち一。以上の意義はその名目即ち直接税及び間接税の名目と相合へり。實に直接税及び間接税の起りたる所以は其の負担の直接及び間接に因由せしが故に之に依つて其の意義を定むるは名實相伴ふと謂ふを得べけん。

二。單に負担の點に付きて直接税及び間接税の意義を定め亦之を區別せんとするはまゝ學理上の不都合を生するのみならず實際に於て不便なきにあらす。然りど雖もかの臺帳税及び從率税と稱するも之を事實に照して實際上より觀察せば假令多少の差々きにあらずと雖も所謂直接税及び間接税と大差なかるべし。故にしばらく直租税及び間接税の名目を用ひ且つ其の固有の意義を探るもさよで不都合なからん。

三。かの直接税は之を負担する人によりて納められ、間接税は之に反して國家并に租税負担者の中間に立つ納税者によりて納めらるゝは事實なり。又た行政上國家は租税負担者の中間に租税の納者あると否らざるとが互に租税の輕重を惹き起し、或は之れを負担せしめ得るや否やとの感覺に就き大なる差異を生するが故に中間の人あれば租税の負担は輕きを覺えしん之に反して其中間者なれば縱令其の類同じく其負担を重からしむる段々にあらず。

是によりて観れば所謂直接に負担し又間接に負担するとかふ事實は各種租税の性質を判別し且つその意味を極むるに與りて力なしをせざるを以て之に依りて直接税及び間接税の意義を定むるも敢て大なる不都合なしといふべきなり。世には理論上害ある租税も實際上如何にしても行はざるべきもの有り。されば古より用ゐ來りたる直接税及び間接税は單に理論上より観れば不都合なる點無きにあらずと雖も實際上より言へば之を用ひるの已むを得ざるものあらんも知るべからず。

之より第二の區分法に移らんと欲す。租税の種類は甚だ多く從つて其の區分法

種々ありて學者の説殆んど一定する所なし若し完全なる租税の區分法を設けんとすれば勢ひ租税制度に論及せざるべからず。然れども租税度を論せんには先づ豫め租税の種類を知らざるべからず。

而して租税の種類たる或は其の主體を標準として定められ或は物體を標準として定めらるゝが故に其の完全なるは後者に在りて存す。今之に由りて租税を類別すれば左の如し。

(一) **營業的收入税** とは技術上、經濟上、法律上の原因によりて財産又は所得を生するに當り之を標準として賦課せらるゝを謂ふ例へば収益税、所得税の如きは其の重なるものなり。故に從來世人の認用したる直接税を狹義に解すれば殆んど之と其の範囲を同うせり。

(二) **交通税** とは經濟社會にありて財産の移動又は價格の移轉するに當り其異動又は移轉有ると共に直に之を標準として賦課せらるゝ租税を云ふ。此場合に於ては必ずしも所得又は収益有るを要せず。但個人財産又は營業税の收入をは全體に課稅するに非ずして其移轉せるもののみに就き個々別々に課稅する者なり。

例へば證券印紙を利用して徵收せらるゝ租税即ち登録税の如き或は相續税の如き或は投機株式の賣買等に賦課する租税の如き是なり。

(三) 財産又は所有税 財產税の他に異なる點は所謂形體を傳へたる財産を目的として其の収益又は所得の有無に拘はらずして只一個人が之を所持せると云ふ條件又は事實に依りて賦課するに在り。例へば彼の収益税の如きは其の根本に溯れば固より財産あるを要すれども然し租税を賦課するは唯だ財産あるのみにては足らずす之より生ずる収益あるを要するが如し。

我が邦の地租條例に依るに地租は地價を標準として賦課せらるゝが地價の由つて生ずるは土地の収益あるが故なり。土地の収益にして無くんば地價なく從つて地租なし。然るに財產税の場合に於ては総令收入又は収益無きも尙ほ且つ之か賦課を負はしむるなり。蓋し財產税の起源は地租の行はれざる國にあり、例へば南部獨逸諸邦の如し。實て是等の諸邦にありては凡そ人民の所有せる總べての財產は悉く租税の物體と見做され之が所有者は租税を負擔せざるを得ざりしなり。之を一般財產税と稱へき。此の如き租税は經濟社會進歩せずして財產

の類少かりし當時に在りては之を行ふて毫も困難を感じざりしなるべしと雖も其の後富の増加するに従ひ人民所有の財産を調査する極めて困難にして其苦情甚だ多きが故に間々米國に於て之を行へるの外現今歐洲諸國に於ては今や之に代ふるに一部の財産税を以てしたり。即ち只特に或る種類の財産のみに課するものにして例せば馬車乗馬或は金銀製の器具等の如き是なり。此等は財産税と云へども其の性質より云へば夫の奢侈税と殆んで異なる所なかるべし。

(四) 使用税又は消費税 此種の租税はかの所謂間接税と大差なきなり。然かも亦必ずしも常に一致するものにあらずして吾人の生活するに當り爲めに必要な貨物を消費或は使用するに當り其の使用又は消費を目的或は標準として賦課徵收せらるゝものなり。而して使用税とは一たひ使用するも其形を變せず永く且つ屢々使用に堪ゆる物品に課する租税なり。消費税とは之に反して一たひ使用すれば消費せらるゝ物品に課する租税にして之を分ちて二種とす。曰く内國消費税曰く關稅是なり。此の二種の租税は其の性質に於ては固より異ならざれども租税行政上より觀れば大に其の趣きを異にせり。即ち其徵收賦課の組織を異

にせるのみならず租税の主體に至りても一は主として内國人に限られ一は外國人に涉るが故に單に一國の財政權のみに依りて規定し得ざるなり。

第八章 租税に關する原則

凡そ法則と云へば萬古不易にして場所と時とを問はず何れの場合に於ても應用し得べきものなり。原則と云へば之に反して必しも此の如き一定不變の性質を帶ぶるを要せず。故に租税の性質にして變更し或は一國內に行はるゝ風俗習慣或は法律制度の精神にして變更せんか其之に關する原則も亦た自ら變更せざるを得ざるべし。然れども縱令變更するにもせよ或る場合或る時代に於て唯だ理論上ののみならず立法上又だ實際上之が指南車となりて其の大體の方針を指示示すものなれば萬事皆錯雜して統一する所なからんのみ。租税の原則要是するに以上の性質を備へ且つ効用を有するものなり。換言すれば租税の原則は絶對的の眞理には非ずして歴史的事實なり。例へば立君獨裁國に行はれたる租税は立憲國に行はれ居る租税とは異なるを以て其の性質精神等も自から同じからざるが如し。然り而して法律の如きも今は四民同等なる原則を認むれども往昔に

在りては兩刀帶用のもの社會の上位にありて特權を享有し賴て以て租稅の負擔を免かれたり。故に原則は必らずしも一定不變のものにあらず進歩に従かひ人民の職業變化するに従かひ所得の仕組異なるに従かひ租稅の原則も亦た同一なるを得ざるや明らかなり。吾人の茲に説く所は現今に適する原則に外ならず歴史上より言へば貨幣經濟時代政治上より言へば立憲國に適用すべきものなり。

租稅に関する原則を別ちて三種とす即ち

第一、財政政策に關する原則。

第二、正義に關する原則。

第三、租稅行政に關する原則。

第一節 財政政策に關する原則

抑も租稅は公益の爲めに徵收せられて國家の維持、生存、發達に必要な資料を供給する方便なるを以て其の範圍は自ら公益の指示する所に従つて伸縮せざるべからず更らに財政の語を以てこれを言はんに國家にしてその義務を遂ぐるに當し。

(一) 租稅は國家財政上の必要を充たす爲め充分なる收入を與ふるものたらざる可らず。

此の原則たる實に租稅其の物の性質より胚胎して殆んど之を説くの必要無きに似たり。而して特に之を説く所以の者は何ぞや曰く租稅に關する原則は種々有りて唯に財政上の原則のみに止らざるが故に却つて他の原則の爲めに其の本領を失ふの患があればなり。人々をして縱令或る種類の租稅にして他の原則に適合するも若し此の原則に矛盾すると有らんには未だ始めより之を採用せざるに如かざるを知らしめんと欲すればなり。抑此原則に従へば國家が租稅制度を設けて種々の租稅を徵收せんとするに當りては先づ多くの收入の生ずる望ある稅源を選擇すること勿論なり。然りと雖も單に此のみに依頼して國家の財政を支ふ

ること難く従つて此の原則を充たすを得ざるが爲めに勢ひ多種類の租税を併せ行ふを要す。但し此時に當り一段の注意を要するは租税の收入常に経常費を補ふのみならず更らに臨時経費を補ふを要するやとの問題なるが顧ふに租税の目的たる他の收入の足らざる所を補ひ以て通常國家の経費を支辨するに在るを以て経常費の外更らに臨時経費を支辨するの餘裕を爲すを要せず。

(二)租税の收入は經政上の緩急に應じて伸縮自在ならざる可らず。

現今各國の財政上租税外の收入は著るしく減少したるにも拘らず尙ほ且つ之を存するの邦國甚だ寡からむ。而して租税の收入は此等の收入を以てして財政上尙足らざる所を補ふに在ることは前述せる所なるか此等の收入は收入社會の變動例へは經濟市場の關係等に従つて増減常ならざるを以て租税も自ら増減自由ならざるべからざるの理なり。且つ夫れ各國財政上の大勢を通觀するに年々其の歳出の増加せざるもの殆んど稀なり。されば租税も又歳出の増加に従つて増加せざる可らざるは言はずして明けし。之を要するに或は歳出超過し或は歳入増加して其の相合はざるは現今に於ける財政上の特徴にして其所以は一方に

於ては國家が將來經濟社會の有様を推測して以て豫算を組立つると共に又一方に於ては人事の不定にして政治上社會上の變動諒め人智を以て測知すべからざるもの有れども其の増加たる比較的に甚だ寡きなり。故に財政の緩急に應じて其の收入を増減すること能はざるは勿論なり、さればとて充分なる收入を生すとは云ふべからず。我邦に於ては近年に至るまで地租の收入は殆んど全歳入の二分の一弱を占めたれども今年の豫算等に依りて見るに僅かに七分の一を占むるに足らず。顧ふに世界の文明諸國中地租の負擔重きは我邦にして尙ほ且つ此の如し。況んや歐洲諸國に於ては收益税の收入は全收入中の最小部分を占むる

に過ぎざるけ言を俟たす。

第二所得稅 あらゆる租稅中其最も完全なるは所得稅なりと。之れを以て學者實際家にして或は之を以て主なる收入の財源となさんとするものなきにあらず。然れども人民中所付稅を負擔すべく又た之を負擔するに堪ゆる所得を有せるものは割合に少なし。故に其の性質は誠に良好なりと雖も之が收入に至りては必ずしも多からず。抑所得を施行する事最も古く且つ世界中最も富有必要と稱せらるゝ英國に於てすらその收入は全歲入の十分の一に當らざる程なり。又今より五年前普魯西政府が其の所得稅法を改革して多くの收入を得んと企てたれども實際の收入は其の豫期する所に反して減少せるを見たり。二國にして尙ほ此の如し況んや富の度未だ發達せざる他の國に於ては到底行はれ難きの說なりと謂にざる可らず。然れども財政の緩急に應じて屈伸自在なるは他種の租稅の敢て及ぶ所にあらず。彼の收益稅の如きは稅源並びに租稅の物體か全く別物にして前者は常に欠乏し居るの傾き有るを以て實に財政の緩急に應じて増加すること能はざるのみならず若し之を増加するに於ては租稅の物體の價格に及ぼす其

の弊害少なからざるに反して所得稅は財源並びに租稅の物體が同一なるを以て其患甚だ少なし。今之を地租に例せんに茲に一萬圓の地價を有する土地有りとせよ。今や其の租稅を出すの源は其の一萬圓なるには非ずして土地より得る一年の收入なるべし。然るに此の收入たるや其の額極めて僅少なるが故に既ニ稅率を高むれば大に困難を感じざるを得ざるのみならず租稅多きを加ふれば地價従つて低落し爲めに人民の收入を減すのみならず財產の一部分を取り立つるに至る等種々不都合なる事實の現出を見るは明なり。所得稅 然らず今一萬圓の收入有らば租稅は直に其の一萬圓の中より出すことなるが故に一萬圓の百分の一即ち百圓を増じて百分の二即ち二百圓と爲すも差して荷稅者の困難を來たさるべし。殊に英國の如きは所得稅を利用して他の費用の足らざるを補ふの主義を採る。例へば軍艦建造の如き徵兵增加の如き多少経費の増加あるに際し他の租稅には自ら一定の限界有り容易に増減すべからざるが故に所得稅を以て之を補ふなり。而して政府の財政豊なる時は所得稅額を減するなり。彼の小ビットケラッドストーンの如きは常に之を利用したり。英國に於て戰爭等により所得

税の最も重き場合は百分の六・六にして最も軽き場合は百分の〇、八六にして始終其間を上下せり。補足税として他の租税收入の缺を補ふために年々所得税率を増減せり。

第三 交通税の收入は常に時勢の變動に連て變動し易く殊に戰爭其の他財政上最も必要を感する場合には其の收入の減少は消費税の收入の減少に比して更に甚しかりしと。是故に交通税の收入は假令平時に於て經濟社會の進歩するに伴ひて多少増加する傾き有りともそを以て財政上の基礎と見做すか如きは勿論不可なり。

第四 消費税は人口増加し富の増殖するに従ひて其の收入は自ら増加する傾き有り。故に此の點より觀察すれば夫の國家の經費は次第に増加すと云へる財政上の原則に對して完全なる一種の收入たるは言を俟たず。然れども消費税の收入は經濟社會の變動に従ひて増減常ならざるが故に事業勃興して世復た不景氣を歎せざるのときに當りては收入多かるべきも之れに反して不景氣の歎聲を聞くときは自ら減少せざるを得ず。故に或る場合に於ては財政上の需要を充たす

べしと雖も或る場合殊に其の必要を感する戰亂等の場合に際しては満足なる結果を生じ難し加之財政上の必要に連れて其の收入に屈伸力を有せざるは交通税と等しく此租税の短所なり。何となれば今茲に財政上の必要に迫られて收入を増加せん爲め之が税率を高むる者あるも其の收入は必ずしも税率増加の割合に伴はさればなり。是れ租税の負擔重きに過ぎて貨物の生産費を増加せしめ其の價值を騰貴せしめて貨物の需要を減じ從つて之が消費を減少せしむるの効力有るに因る。此點に關しては所得税は他税に比して遙かに長所を有せり。是れ多少税率を増加するも租税負擔者の數を減ずるの患なく且つ其の負擔を感せしむるの度必ずしも重からざればなり。

第二節 正義に關する原則

凡そ人類は生れながらにして自から正義に關する觀念を有せり。是れ實に一個人の上に就て言ふのみならず其の共同團體なる國家又は社會の上に就ても言ふを得べし。されば國家が租税を徵收するに當りても自から之れに遵據して其の負擔者の感情を傷はざらんことを務むるは自然の數にして如何なる專制政治の

行はれたる國に於ても此の思想無き場合は殆んど稀れなり。然れども之れを實行する手段方法に至りては常に同じからず是れ國民の風習、氣質法律及び政治の影響を受ることある所以にしてさて封建制度の行はるゝに當りては租税を負担すべきものと見做されたるは唯だ平民のみにして社會の上流に位し且つ富有たりし貴族僧侶は恰かも當然に租税の負擔を免る可きものと見做されたり。現今の平民主義よりして之を觀れば固より不公平なる事無しと雖も當時に在りては其の不都合を認めたるもの稀なりしなり。然るに一旦自由平等の主義普及するに及んでは悉く舊來の制度を廢却して租税の負擔に關しては新なる標準を求めたり。是れ即ち租税の原理に關する新时期を開きたるなり。されば今茲に租税の正義と云へば勿論古代又は中世の租税制度に適合する者には非ずして現今の開明せる經濟社會に適合する者を指すなり。

然らば現今の經濟社會は如何なる基礎の上に立つやといふに其の最も主なるは夫の自由競争の制度なり。然りと雖も經濟社會は單に競爭制度のみより成るにあらず更らに之と共に經濟上の共同制度の存する有り。例へば家族の間或は鄰黨の間之を大にすれば一國の上に於けるが如し。由是觀之經濟上又は財政上に於ても自ら二種の正義無かるべからず。一は競爭制度に適用せらるゝ正義にして一は共同制度の上に行はるゝ正義なり。されば租税の原則に關しても二種の正義の中何れに從ふべきやは自ら生ずる問題なり。前にも述べたる如く租税はその性質にして競爭制度世裡に行はれずして共同制度世裡に行ひるゝを以て自ら之に關する正義に依らざるべからざるは云ふを俟たず。

租税に關する正義の原則に二種有り。

甲。租税は一般ならざる可らず。

苟くも國民たる者は國家に對して租税負擔の義務を有するは言を俟たず故に封建時代の制度と全く相反す。特に近年に至りては益々有る人民をして納稅の義務を負はしめんとする政治上の傾向あり。換言すれば納稅者及負擔者の範囲をして益々擴張せしむるの傾向あり。其現象たる要するに二の方面に向つて現はるを見るべし。(一)は有ゆる人民を稅せんとし。(二)は有らゆる所得若くは財産を稅かんとするものはなり。今單に文字上の解釋に従へば租税負擔の一般の原則は

前者に存するか如しと雖實際の眞理に至りては却て後者に存す是れ經濟社會に於ける富の分配に關する現象を以て眞正なる現象となし是れに由りて租稅を賦課すると云ふものにして實際上の施設に於ては所得若くは財產を有する者のみ納稅の義務を有し之なき者は秋毫負擔する處なきに至る所以なり。之を以て此理論を實行するに當つて種々の難問題を生ず其重なるもの左の如し。

自然人及其經濟を稅する場合 此場合に於ては内國人及び外國人との差異によりて收稅の難易同しからす若し租稅を以て單に國民たるもの義務とせば外國人は内國に居住し若くは暫時滞在して租稅若くは所得を有すると雖も租稅を負擔せしむる理由なし。乍併國際法の發達するに従ひ外國人と雖も内國人と同一の權利を享有すべきを以て納稅の事に關しても亦内國人と同一の地位に置かんとせり。而して内國人に關しては特別の問題を生ずる事少しそ雖も其之あるは國人か外國に住して内國に其財產を有し若しくは官業を營み若しくは所得をする場合と内國に住居する外國人が財產資本其他を有する場合なり。抑負擔の一般の原則に従へは此等は皆認めて以て稅源となすに於て不可なる事なし。

法人を稅する場合 公法上に於ける法人と私法上の法人とは固より徵稅上の關係を異にする後者の租稅主體たるは殆んど一般に認められ之を怪むものなしと雖も前者に關しては今尙議論の一途せざる所なり。最近の實例によれば是又租稅の主體となる傾きあり。故に國家と雖も其下級の公共團體に對して納稅の義務を負ひ下級の公共團體は亦其下級の團體に對して納稅せざる可からず。換言すれば一國內に於ける各種の公共團體は其相互の間に於て納稅の義務あり。例之普魯西國法に依れば國家は其所有の土地山林等に對して市町村稅を負擔するの義務あるが如し。甚だしきに至りては帝王と雖も其私有の財產に對しては市町村稅を負擔する國なきに非す。

乙 租稅の負擔は平等若くは公平ならざるべからず。

佛國大革命の後政治上社會上に於て自由平等の原理行はれたるを以て租稅上にも亦人民は各々國家に對して平等の負擔をなさる可らずとの原則を生したり。乍併平等若くは公平なる詞は果して如何なる意義に解釋せらるべきやは實際上的一大問題なり。即ち租稅負擔の配分問題にして若し單に文字通りの平等の意

義に従ひ各人をして分額の租税を納めしむるにせば其結果眞ノ公平を得る事能
はざるは明白の事なり。蓋し租税に一般人民に於ても之を負担せざる可らず此
の原則の一般人民を意味するよりは寧ろ却て一般の所得若くは納稅力を意味せ
りと云ふを適當とする。抑も人は元來同等なれども所得若くは財産に至りては之
に反す其同等ならざる者をして同格の租税を負担せしむるは理に於て妥當なら
ず。故に租税の負擔をして公平ならしめんとせし勢ひ自ら各種の階級亦は區別
を設けて之が等差を立てざる可らず然らに其等差を立つるに當りて標準となる
べきものは何なりや。曰二あり。一は相互提供原則にして一は應能提供の原則
なり。二者共に租税上に適用せらるゝが其何か果して正當なるやは實に租税原
則に關してのみならず租税其物に關しても又根本的の問題なり。

租税の歴史上古く行はれたるのみならず最も廣く採用さるゝは所謂相互提供の
原則に基ける方法にして彼のアダム・スミス以來多くの租税學者は皆之に依れり。
例之經濟の額は人民の國家より享受する利益若くは便益に比例すべしと云へる
が如きは其適用に外ならずして實際之を行ふに當りて所得財産若くは稅源に比

例して以て其徵收額を定めたり、所謂比例稅即之なり。之に反して應能提供的原
則は近世國家稅の財政上に適用せらるゝに及んで始めて其勢力を占むるに至り
將來益其の實行を見んとす。是等の云ふ所の租税負擔の平等若くは公平は只に
名義上の平等及公平ならずして個人の實際經濟上に於て感する負擔の輕重の上
より打算し来るなり。例之百圓の所得を有するものは一圓の租税を負担し千圓
の所得を有するものは十圓の租税を負担するとせば其負擔たる唯名義上の公平
若くは平等と云はざるべからず。何となれば負擔の輕重は單に資產の大小に比
例せるを以てなり。是れ則相互提供の原則より云ふものにして應能提供の原則
に之に反し其力能く負擔し得るものをして負擔せしめ、負擔し能はざるものには之
を減し若くは輕くするにあるを以て所謂德義上及經濟上に於ける負擔の公平な
りとす。抑德義上及經濟上の公平と名義上の公平とは如何なる點に於て差異あ
るや。曰く同一の財產若くは所得を有するものと雖も時々の事情若くは家族的
關係を異にするによりて大に之が負擔力を異にするは理の免かれざる所なり。
加之所得及財產の額愈多ければ經濟學上の所有自由所得の割合長足に増加する

ものとす。凡そ税源と認むべきものは種々ありて獨り自由所得のみに限らずと雖も然れども最も貢く租税の負擔に堪へるは自由所得の右に出つる者あらず。已に然りとせば名義上の公平と徳義上經濟上の公平とは其實を異にするを知るべし。近年租税の負擔は一般ならざる可らざるの原則専ら行はるゝに拘はらず之を有する國民より税せざるに競争負擔に堪ふる考をして之に當らしめ然らざるものと免除するの理由による。

是等の理由を斟酌して以て實際の租税負擔力を検察し租税を賦課するをせば或は之を免除し或は之を増加し或は特に増加するの必要あるは論理上自然の結果なり。左れば應能提供の原則が租税の上に現はるゝ場合には累進税となる。蓋し累進税の基礎は必ずしも一派の論者の云ふ如く薄弱なるものならず自ら學理上の統系を存するあり。今其重なる説を摘述せん。

然りと雖も如何なる租税に於ても累進税を行ひ得ると云ふ能はず何となれば理論上に於ては可なりとするも之を實行する上に於て難ければなり。故に租税行政上比例税の必要なるは尙昔に比して大差なく而して之を行ひ得可き場合は甚だ少からず。人或は累進税の取るべき所以を以て直に比例税を廢止すべしと速断するものあり。要するに之れ各種租税の性質を解せざるの致す所なり。方今と雖も尙ほ比例税を行ひ得可きの餘地甚だ多し。

比例税は英國の正統經濟學派及個人主義を本とする政治經濟學者の常に唱道する所なり。彼等は之を唱道すると共に其反對なる累進税を排撃せり。曰く累進税は社會主義にして之を實施すると結果は徒に小民を利して富民を罰するに過ぎず。蓋し今世紀の始より累進税の漸く擴張するに當りてや社會黨は累進税を以て其目的を達する所以の一方法とせり。乍併累進税の學理的基礎は必ずしも社會主義によりて立つと云ふ可らず故に其社會主義たるの理由を以て累進税を排撃するは唯其聲を聞きて未だ其形を見ざるの弊に坐するなり。今累進税を非とする所以の重なる理由を述ぶれば左の如し。

(一) 累進税は不公平なり 凡そ個人の國家に對して租税を負擔するは固より其財産又は所得等の大小多寡に因らざる可らざるは自然の理にして之を措いて他に公平なる標準はあらず。若此以外に強ひて標準を求めんとすれば不公平に陥る。

は必せり。

(二) 累進税は却て不經濟なり。何となれば國民中租税を負擔する者の多數は小所得所有者或は小財産家なり故に國家歳入の大部分は彼等の貢献する所に成る。

然るに數の多き小財産家等に輕率を課し其數の少き富者に重率を課するも毫も國庫の收入を増す事なるべし。況んや其重率に富者をして財産及所得を隠蔽せしむるの風を養成せしむるの弊害あるに於てをや。

(三) 累進税は論理に因らす故に不條理なり。思ふに累進税を排撃する所以の説に就いて其最も有力なるは即此第三の批難なるべし。何となれば累進税を實行するには必ずや財産若くは所得の大小に従ひて之を階級を設けざる可らず。加之此級階に従ひて其税率の等差を立つるを要す。然りと雖も階級及税率の等差は如何なる標準に依るべきやの問題に至りては一定の根底なし唯當局者又は立法家の判断に依りて定むるの外途なし、若然りとせば何んぞ不條理たるを免れんや。

(四) 累進税は一定の標準を見出す事難きのみならず、若し強て之を實行すれば遂に税率增加の結果納稅者の全所得若くは財産を稅するも尙足らざるに至る。此に

於てか租税は人民の所得財産を沒收すると同一の結果を生するに至らん。

累進税に對する第四の批難は唯累進を以て幾何的級數累進と解するの致す所なり。乍併必ずしも累進を以て幾何級數的に解するを要せず、亦等差級數的に解するを要せず、累進税の主意は負擔力の増減に應して實際之に叶ふ負擔を爲さしめんとするに過ぎず。故に單に數理上の問題にあらずして實際上の問題なり。左れば級數及税率の減増等差に至りても固より數理に依らすして實際の負擔力を應するにあり。之を以て從來既に實行する累進税と雖も論者の云ふ如き方法には依らず。唯級數的累進ならざるのみならず累進税と云はんよりは寧ろ累減とも云ふべし。例之日本の所得稅法の如き其税率は百分の一より累進して極りなきにあらずして寧ろ百分の五、五より以下次第に百分の一に減するをせるが如し。要するに累進と云ひ或は累減と云ふ其何れを取るも不可なるなし歸する所は一方に於て租税の負擔に實際的德義的公平を得せしむると共に、他方に於て國庫の收入を増加するを計るに外ならず。人或は之を以て國庫の收入を増加する功能なしと云ふものあれども前既に説明したる自由所得を以て負擔の基本となさん

か其歳入増加する效力あるは掩ふべからざるの事實なり。

第九章 租稅行政に關する原則

アダム・スミスの唱導したる四大原則の多くは(一を除く)租稅の課賦徵收に關する便宜を計る方便を示したるものなり。當時國民の富若しくは所得未だ増殖せず稅源尙ほ豊富ならざりしかば之が賦課徵收の道に蟠る障礙甚だ多かりしは言を俟たす。左れば之を排除して以て國庫の收入を得んとせば勢ひ收稅の手續に關する便宜を與へざるべからず。然れども方今の如く財政上の需要急にして且之を充す財源不足するに於ては是等の原則は他の原則に比して一籌を輸せざる能はず。然るに現今と雖ども尙此原則の必要ある所以は他なし當局者并に立法者が唯其財政上の目的を達するに急にして實際上の關係を忽にする傾あるに坐す。既に陳べたる如く租稅の負擔に關する人民の喜蹙は唯稅額のみによらすして之が賦課徵收の事情に關するものあるを見れば租稅行政の原則も亦已む可らざるなり。租稅行政上の原則を分ちて三とす。

(一) 收稅の方法確實ならざる可らず。即ち租稅納稅の期日場所及其時々納むべき

稅額の多少等に關しては豫しめ法律を以て確定し納稅者をして之が準備の機會を得せしむるを要す。特に貨幣制度統一を欠きて種々の貨幣並ひ流通するに當りては亦豫じめ租稅の納付に用ゆべき貨幣の種類をも定むべし。

(二) 收稅の方法、納稅者に便利なるを要し併せて亦收稅者の便宜をも計るを要す。

例之國庫の收入は必らずしも其支出に應して入り來らずと雖も國家が豫め之が期日を定むるに當りて兩者の調和を計るは財政上の一條件なり。乍併此際恰も注意を要するは納稅者の便利にして彼の租稅納付の場所、期日、期限、納稅者の監督及徵稅の順序、手續等は努めて人民の嗜好、風俗、習慣に背戾するを避け其便利を計るべきなり。何となれば納稅の場所、期日、期限の定め方によりて設令其稅額は同一なるも納稅者の經濟上に及ぼす關係は大に異なればなり。經濟學者が嘗て租稅は生産の初めに於てせず其終りに於て課すべしとの說をなしたるは之が爲にして凡そ生産の初め徵收せらるゝ租稅は生産者の資本の一部分を減殺して爲めに其生産額を制限するの恐あり。其他租稅の種類性質に依りては特更に其人民の風習習慣に逆らひ且其健康若くは德義心を傷ふものなしとせず。例之海關稅

の重きか爲めに密輸入を獎勵し或は佛國の門窓税に家屋の門戸を縮少して空氣の流通日光の透入を妨くるの結果あるか如し。

(三) 徵稅費は努めて僅少なるを要す。最少の經費若くは最簡の方法を以て出來るべき丈け多くの結果を得るは經濟の原則なり。故に徵稅に關しても可成少なき費用を以て可成多くの收入を得るを圖らざる可からずと雖も時に或は此原則に從ふ隙なきことあり。例之間接稅特に海關稅の如きは他の租稅に比して比較的に多くの徵稅費を要すと雖も絕對的收入額も亦多きか爲めに尙之を存せざるを得ず。然れども租稅の徵收に關し努力て其經費を減少するを計るべきは唯財政上必要なるのみならず人民の公徳並に其經濟を保護するに必要なり。

第十章 租稅の轉嫁

第一節 概論

凡そ租稅の原則及租稅賦課徵收の方法に關する理論は皆其負擔をして公平ならしむる所以にあらざるはなし。故に此點より論すれば租稅行政は主として其負擔の歸着する所を究め國民をして其負擔に不平ながらしむれば即ち足る。然り

と雖も國家は法律を以て常に負擔の歸する所を定むると能はず、唯租稅を以て規定し得べきは租稅の物體、主體、即納者及賦課の標準のみ、是れ單に租稅を徵收する方便に過ぎるなり。左れは租稅行政上稅源及租稅の負擔者に就て國家の關與するを得るは唯是等の公平に關する希望を有する迄なり。後直接稅及間接稅の區別は其源を此希望に發す、即租稅法律の規定する如く其納者に由りて負擔せらるる租稅は直接稅なるも反之納者によりて一度納附せられたる租稅をは更に他人をして償はしむるは即間接稅なり。蓋し負擔の歸着する關係は私經濟社會に於ける生産分配物價及所得の成形に關する出來事に由て其趣を異にする。其然る所以のものは他なし方今經濟社會の基礎は私有財產制度にして生産分配物價等に關する諸現象は皆私有財產制度の結果たらざるはなし、而して契約及競爭の自由并に個人が經濟市場に於ける大勢を利用して自家の便宜を計る手續順序等の負擔をして變轉せしむるの原因たらざるはなし。例之生産者間に行はるゝ競爭は常に物價を下落せしむる傾向あるを以て是か爲めに一度納附せし租稅を其生産物の價值中に組入れ購買者をして負擔せしむると難しど雖も反之購買者の間に

於ける競争は物價を騰貴せしむるを以て却て反對の結果を生するか如し要するに租稅負擔の歸者は生産分配若くは物價及所得の成形と密接の關係あるは言ふを俟たずして明なり。

從來租稅負擔の移轉を論するもの其見全般に及ばず唯其一部分に躊躇するを以て樂天主義に之を解するもの多し。されば一部分の正統經濟學者の言ふ如く經濟社會に於ける個人の關係は常に利益の調和を保つとせば租稅負擔の移轉も亦良好なる結果を生せすんはあらず、何となれば各個人の間に於ける利益の調和は租稅負擔の轉嫁を生せしむと見做さざる可らざるものあるを以てなり。曾て有名なる負擔の一格言たりし舊稅は皆良稅なりと云ふは亦た此種に外ならず、何となれば其人心及風俗習慣に浸潤すること既に久しきを以て自ら各個人の利益と調和すべければなり。乍併利益の調和は必しも常に經濟社會に於て之を見ることを得べからず。例之勞働者の利益と資本家の利益は其相互に利用するものを提供するを以て調和するか如く見ゆと雖も而も彼等は可成己れの出す處を少くして求むる所多きを以て其利益は却て衝突を來すに至る。此理に由りて租稅負

擔の轉嫁も間々良好なる結果を生することありと雖も反之却て負擔の不公平を招くの原因となることなきにあらず。假令租稅法律にして負擔の移轉を望むも實際に於ては毫も其希望を充たさざることあり。如此負擔の移轉は已む可らずるものとするも國家は法律を以て其歩合手續等を定むること能はざるを以て其結果必ずしも常に善不良なるものと云ふを得ざるなり。

租稅轉嫁に關する現象を大別して三となす。曰く租稅負擔の配轉。曰く租稅負擔の前轉。曰く租稅負擔の逆轉是なり。

第二節 租稅負擔の配轉を論ず

凡そ重稅を課せらるゝもの其負擔に堪へず之か爲めに營業上の利益を減少して事業を維持すること困難なるに當りもし尙能く之を繼續せんとせば租稅負擔の減少するか或は其營業上の經濟を減少するにあらざれば能はす。此時に際し若し從來と同額の資本を以て同額の生産をなし而して其生産費を減少するを得ば其收益增加するを以て之を營業上の關係より論すれば租稅の負擔を減少して利益を増加すると異なることなし、即上の場合に於て假に租稅の負擔の重大なる

も生産費の減少の爲めに増加する利益より之を擅ふて餘あり。斯る現象は生産に課する租税若くは消費物に課する租税に於に屢々見る處にして其著しき例はナボレオン戦争の前後英國に於ける蒸溜酒税及近年獨逸に於ける蒸溜酒税、砂糖税等に於ける課税の場合なりとす。此等の場合に於ては酒造家、砂糖製造家等は其租税の負擔重きが爲めに之を免れんとを務めたるの結果遂に其生産法を改良し同額の原料を以て更に多くの精製品を产出するとを圖る。換言すれば同額の生産費を以て多くの收入を得んとするものなり。而して漸く此目的を達したる所以は酒の蒸溜法即蒸溜器械を改良し又新奇の砂糖精製器を發明したるにあり。凡そ是等間接税法律の精神は生産者の納付せる租税を其消費者に轉し是等をして負担せしめんとするに外ならず。然るに租税の負担重からんか生産者は之を他に轉すること容易ならざる爲め寧ろ忍んで自ら多少の負担をなすの却て利益なることあり。前に述たる現象は主として是等の場合に起る結果なりとす。然らば斯る場合に於て租税の負担は實際何人に歸するや若し之を一個人經濟上の關係より論すれば生産者にあらず又た消費者にあらず。何となれば生産者は其

生産費減少したる爲めに利益増加せるを以て其生産に課せられたる租税は從前に比して毫も負担せざると同じく亦消費者は生産費の減少したる爲めに假令消費物の價値中に重稅の負担組入れらるゝも其物價從前に比して騰貴せざるを以て左迄負担を感することなかるべし。由是觀之生産者消費者二ながら從前に比して租税の負担を感せざるの理なり。即此負担に任すべきは畢竟個人間に於て之を見ること能はざるを以て其國民全體の經濟之を負担するものと云はざる可からず。別言すれば此場合に於ける租税の負担は一個人に歸せずして其國民全體の經濟上に配分せらる。租税負担の配轉是れなり。

是等の現象は必ずしも間接税の上に於てのみならず直接税に於ても亦之あり。

例之財產所有者が其財產に重稅を課せらるゝに當り其重きに堪へずして勤勉力を惹起し從前に比して多くの収益を得るとせんか生産若しくは消費物に課せられたる場合と同一の結果を生すべきが如し。

第三節 租税の前轉を論ず

通常經濟學者の所謂直接税間接税に關する租税法の精神は其負擔の移轉に關す

る現象を以て悉く前轉と見做すものなり所謂租稅負擔の前轉とは一たび納者の納めたる負擔を轉して更に負擔者の負担となすを云ふ。故に酒造家の一旦納めたる酒造税をして之を販賣するに當りて其價の中に組入れ購買者をして償はしむるは即ち負擔の前轉なり。かかる經濟の現象は其經濟社會に及ぼす影響有害なるにあらずして却て其公平を得せしむる一原因たるとあり。然れども租稅負擔の前轉は必ずしも常に望むを得可らす其之ある重なる場合は左の如し。

(一) 生産額の減少する容易なる場合。 凡そ生産若しくは生産物に課する租稅は之が爲めに生産物の價値を騰貴せしむるは言ふを俟たず是れ其租稅を價値の中に組入れ以て購買者をして負担せしむればなり。然るに價値の騰貴は常に其需要を減少する恐あるに際して尙從來の如く生産額を繼續せんか物價の下落を惹起して負擔の前轉を見ることを得ざるに至るべし。例之生産上の組織の關係よりして生産額を需要に適合せしむることを得ば物價の下落を妨ぐと共に負担を前轉せしむるも亦容易なりとす。

(二) 社會に於ける經濟上の組織發達して大生産行はれ其生産者間に行はるゝ協議一致は常に需要者に對して同一の方針を取らしむるを得る場合。例之亞米利加合衆國に於けるトラスト獨逸に於けるカルテル等にありては唯一國內に於ける同種貨物の價値を制定するのみならず亦其生産額をも制限せり。斯る場合に於ては生産物は生産家の協議に山りて同一の方向を取るを得るを以て一度彼等生産者に課せられたる租稅を轉して他の負担となすは決して難きにあらず略言すれば生産者の經濟力消費者に比して強大なる時は其負担を轉じて後者の負担と爲すことを得るなり。

(三) 生產物が必要品なる場合。 若し夫れ消費者の需要する貨物にして日常の必要品ならんか假令新に租稅を賦課せられたる爲めに其價騰貴するも之が消費を減する事能はず其價の高きに拘らず從來の如く消費を繼續せざるを得ざるを以て租稅の負担が消費者の頭上に落ち来るも之を避くる事を得ざるなり。以上述へたる所は主として生産若くは消費物に課せられたる場合にのみに關するものなりと雖も負担の前轉は此に止らずして凡そ經濟社會に於ける個人間の取引等は皆之を促すの原因たらざるはなし。左れば財產に課せられたる租稅と

雖も時として同一の現象を見る事あり例之家屋所有者に課せられたる家屋税は其借家料を高めて借家人の負擔に歸する事多きが如し。此理に因れば負擔の前轉は取引、生産、配分等の如き經濟的行爲を離るゝ事益遠き場合に於ては益少く反之其相去ると愈近き場合に於ては愈々多とし謂ふべきなり。

第四節 稟稅の逆轉を論す

既に述たる如く租稅負擔の移轉は必ずしも法律又は當局者の希望する如くならずして却て豫期に反する事多し。例之納稅者の一たび納めたる租稅にして後之を轉して他人の負擔と爲す事能はず却て其頭上に落ち來るとあり之を租稅の後轉亦は逆轉と云ふ。斯る場合に於ては唯負擔の配分を爲す事能はずして其負擔常に一所に濫漫するものなり今其著るしき場合を述ぶれば、

- (一) 租稅の賦課によりて假令其生産者の價値を勝負せしめ其需用を減少するも容易に其供給を減少する事能はざる場合。此の大生産の組織行はるゝに反して多数の小產者存在し其間に於ける競争激しく加ふるに費力欠乏して經濟上の事變に堪ゆる能はざるに於ては往々投資捨棄等を惹起して租稅の負擔は彼等納者になり。
- (二) 奢侈品に租稅を課して以て其價値を勝負せしむる場合に於ては直に其需要を減少し租稅の負擔を以て消費者に歸する事難く却て納者に歸する事となるべし。
- (三) 假令奢侈品にあらざるも其價の騰貴するに當りて他物を以て代用する事を得る場合に於ては租稅の負擔は勢ひ逆轉せざるを得ず。例之近時酒造稅重きが爲めにアルコール支那酒の需要を増加して清酒の需要を減少する傾あるが如き之なり。

以上は負擔の移轉に關する現象の簡易なるものに就て言ふのみ。其實際に至りては二種若くは三種の現象並ひ起りて其一部分は前轉し一部分は逆轉し亦一部分は配轉し或は一度轉したるもの後更に逆轉する等の事なきにあらず。


畢竟租稅は國民に由りて負擔せらるゝを以て如何なる種類の移轉なるも其國民中の甲より轉して乙に歸せしめ或は乙より更に丙に歸せしむるに過ぎず。亦時としては配轉の場合に於けるが如き一個人の經濟上より見れば更に新負擔を感じざるも是唯生産の關係異なるが爲めにして之を負担すべき新財源が増加した

るより國民の富が之を負擔するあり。

租税は果して生産費の一部分を爲すや否やの問題は從來經濟學者の頻りに論争したる所なり。或は又經濟は個人の欲望を充たすに必要な入費と同様個人所得を減殺すべき必要経費たるや否やを疑ふものあり。要するに是等の問題たる經濟を以て一種の報酬と認めたる誤謬に由來す唯た租税の生産費たるや否やに至りては財源の異なるに從ふて自ら同しからす。例せば人民の多くは生産費ならざるもの之に反して生産消費、輸出、輸入、交通其他所謂實業者によりて納めらるゝ負擔にありては生産費となる傾向多し、從て負擔の移轉も亦主として是等の租税に特有たる現象たり。但し日本の地方條例に由れば地税、地方税、其他公費と稱へらるゝものは生産として認めらる。

租 稅 論 終

行ナラニ





040705-000-4

ユ-52ニ

租税論

松崎 藏之助／述

(M 3. 3 ?)

BDE-0401

